

第4次宜野湾市障がい者基本計画

平成30年度～平成35年度

『チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち』



平成30年3月
沖縄県宜野湾市

※障がいの表記について

本計画では、「障害」の「害」の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「害」の字を使用しています。



ごあいさつ

近年、少子高齢化や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化が進み、障がい者を取り巻く状況は大きく変化しております。

国においては、障害者虐待防止法や障害者総合支援法の施行、障がい児にかかる児童福祉法の一部改正等、沖縄県においては、沖縄県共生社会条例や沖縄県手話言語条例が施行され、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。

今回、策定した「第4次宜野湾市障がい者基本計画」は、こうした時代の変化にも対応しつつ、引き続き「差別のない平等な社会づくり」「自己選択・自己決定による自立の尊重」「人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現」という基本理念を継承しながら、障がい者施策を推進することとしております。

今後も、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる宜野湾市づくりに全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました宜野湾市障がい者福祉計画専門委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見等をいただきました市民の皆様や関係団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

=== 目 次 ===

ごあいさつ

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の名称変更	4
4. 障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画の期間	6

第2章 総論 ～計画の基本的な考え方

1. 基本理念及びめざす姿	7
2. 計画の基本的視点	8
3. 基本方針	9
4. 施策体系	11

第3章 各論 ～障がい者施策の展開

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち	15
(1) 相談支援の充実	15
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	17
(3) 差別の解消及び権利擁護の推進	20
(4) 社会参加のための環境づくり推進	23
(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実	25
2. 障がい者の自立支援に取り組むまち	29
(1) 療育・保育・教育支援の充実	29
(2) 生活支援の充実	34
(3) 就労及び自主活動支援の充実	41
3. チュイシーターの地域づくりを進めるまち	45
(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進	45
(2) 防災・消費者被害対策の推進	47

第4章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備	51
2. 地域及び関係機関等との連携強化	51
3. 人材の確保推進	51
4. 計画の点検・評価	52

資 料 編

資料 1	統計データからみる障がい者の概況	55
資料 2	第三次計画の取り組みの状況と課題の把握	75
資料 3	ワークショップの報告	94
資料 4	宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則	102
資料 5	宜野湾市地域福祉計画懇話会 専門委員名簿	105
資料 6	宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱	106
資料 7	宜野湾市地域福祉計画検討委員会 委員名簿	109
資料 8	策定の経過	110

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、ノーマライゼーション¹⁾の理念のもと、障がいのある人もない人も、地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を推進するための施策を講じています。

本市においても、平成24年3月に「第三次宜野湾市障がい者福祉計画」を策定し、総合的な障がい者施策を展開してきました。

この間、「障害者虐待防止法」の施行、障がい児にかかる「児童福祉法」の一部改正、「障害者総合支援法」の施行、「災害対策基本法」の改正、「障害者差別解消法」の施行及び「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正、「発達障害者支援法」の一部改正等がありました。また、国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に正式に批准されました。さらに、沖縄県では、「共生社会条例」や「手話言語条例」が施行されました。

こうした、障がい者施策に関する法令等の成立・改正が次々と打ち出される中、ノーマライゼーションの考え方を一歩進め、全ての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会を目指すというインクルージョン²⁾の考え方が、学校・地域・社会づくりの新たな方向性として重要となってきました。

本市においてもこの考え方に沿って、障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

1) ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(正常)な社会であるとの考え方。

2) インクルージョン

インクルージョンとは、エクスクルージョン(社会的排除)の反対語であり、社会的包含、包み込むということを意味し、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合うという考え方。ノーマライゼーションは社会から排除されている障がい者を対象にしているのに対し、インクルージョンはその対象者を障がい者に限定せず、社会から排除されている、もしくは排除される可能性のある全ての人達を対象としている。

■参考

主な法令等の動向(現計画策定以降<平成24年度以降>)

■障害者虐待防止法

平成24年10月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者への通報義務が課されました。

■児童福祉法の一部改正

平成24年4月に、「児童福祉法」の一部が改正された法律が施行されました。それまで、障害児を対象とした施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、改正により児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援(市町村)」と「障害児入所支援(都道府県)」に体系が再編されました。また、「障害児通所支援」を利用する際には、「障害児相談支援」が必要となりました。

■障害者総合支援法

平成25年4月に、障害福祉計画(障害福祉サービス等の見込み量等を計画的に確保するための計画)の根拠法である障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行(一部は平成26年4月施行)されました。障害者総合支援法では「法に基づく日常生活・社会生活支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念としています。そして障がい者の範囲の拡大、障害支援区分の創設、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備が新たに加えられました。

■障害者優先調達推進法

同じく、平成25年4月に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」が施行されました。

■災害対策基本法の改正

平成25年6月に、東日本大震災の教訓を踏まえて改正された「災害対策基本法」が公布されました。同法においては、障がい者等の避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けました。また、同年8月には、名簿を活用した実効性のある避難行動支援の取り組みが行えるよう「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

■障害者権利条約

平成26年1月には、国際人権法に基づく「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に正式に批准されました。

■障害者差別解消法

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法では、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。

■自殺対策基本法の一部改正

平成28年4月に、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行されました。改正では、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間を設けました。また、都道府県・市町村に対し自殺対策計画の策定を義務付けました。

■成年後見制度利用促進法

平成28年5月に、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支援していく重要な手段である、成年後見制度の利用の促進を図るために、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成28年6月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行することになっています。障害者総合支援法の改正では、障害者の望む地域生活を支援するために、重度訪問介護の訪問先の拡大、就労定着支援や自立生活援助、サービス提供者の情報公表制度の創設などが規定されました。また、児童福祉法の改正では、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るために、居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケア児に対する各種支援の連携などが規定されました。

■発達障害者支援法の一部改正

平成28年8月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。同法では、発達障がい者への支援は「社会的障壁」を除去するために行う、幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、発達障がい者に対する支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

■沖縄県共生社会条例

平成26年4月に、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」(平成25年10月成立)が全面施行となりました。同条例では、「障害を理由とする差別の禁止等」「障害を理由とする差別等を解消するための支援」「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策」を掲げています。

■沖縄県手話言語条例

平成28年4月に、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行され、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、手話の普及に関する施策の推進を図っています。

3. 計画の名称変更

第三次までの計画書の作成方法を継承すると、「障がい者計画編」と「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画編」の計画書を別々に作成・印刷するとともに、総称して「第4次宜野湾市障がい者福祉計画」とすることになります。しかし、両計画の計画期間が異なるため、総称をつけることが適当ではないと考えます。また、総称があることで計画の名称が増え、まぎらわしい面があります。

そこで、「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の区別がわかりやすいよう、総称をなくし「障がい者計画」を「第4次宜野湾市障がい者基本計画」とします。

4. 障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者基本計画は、障害者基本法の第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第3次)では下記の11分野の施策を掲げています。

<国の「障害者基本計画」(第3次)の基本施策>

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①生活支援 | ⑦安全・安心 |
| ②保健・医療 | ⑧差別の解消及び権利擁護の推進 |
| ③教育、文化芸術活動・スポーツ等 | ⑨行政サービス等における配慮 |
| ④雇用・就業、経済的自立の支援 | ⑩国際交流 |
| ⑤生活環境 | ⑪推進体制 |
| ⑥情報アクセシビリティ | |

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

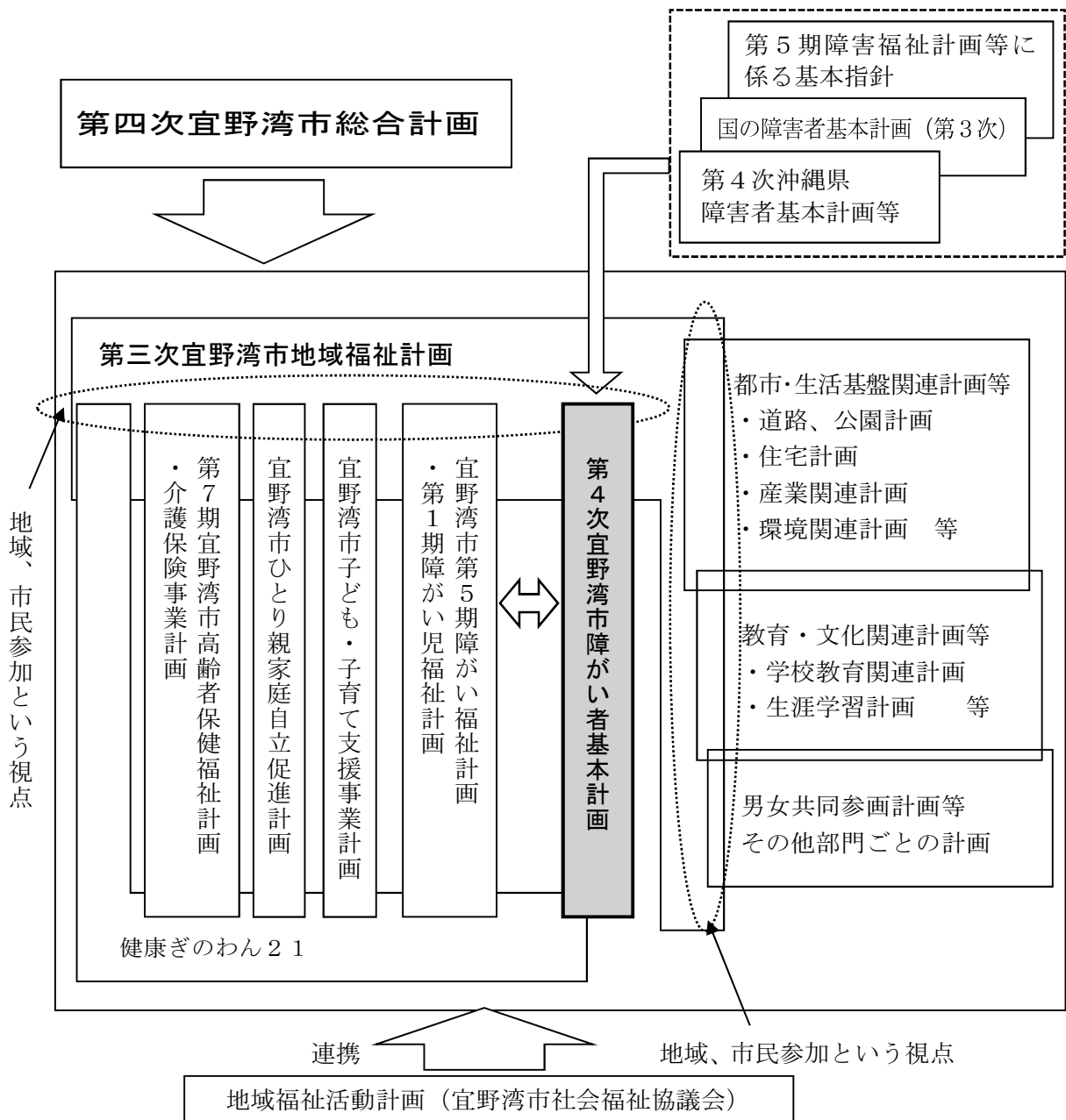
また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「市町村障害者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

- 障がい福祉計画
 - ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
 - ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
 - ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策
- 障がい児福祉計画
 - ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
 - ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

5. 計画の位置づけ

- 本計画は、第4次宜野湾市総合計画に則するもので、総合計画の基本施策の1つである、「障がい者(児)の福祉の充実」を図るための個別計画と位置づけます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、住民参加の視点を踏まえた計画とするなど、整合性を図った計画とします。
- 本計画は、市の子ども・子育て支援事業計画や健康ぎのわん21など、関連する他の保健福祉分野の個別計画及びまちづくりや教育等の生活関連分野の個別計画と整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第3次宜野湾市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携を図った計画とします。
- 本計画は、国の障害者基本計画(第3次)、第4次沖縄県障害者基本計画及び第5期障害福祉計画等に係る基本指針を基本とした計画とします。



6. 計画の期間

本計画の期間は、現計画の期間を継承し、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

<計画期間>

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第4次宜野湾市障がい者基本計画					

第2章 総論 ～計画の基本的な考え方

1. 基本理念及びめざす姿

基本理念1：差別のない平等な社会づくり

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等なまちづくり・社会づくりをめざします。

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がい者自ら自立生活への道を切り開いてきた活動を通し、自立生活への期待・気運が着実に高まっています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする地域社会づくりに努めることが大切です。様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり（チュイシージーネットワークの構築）」を中心に、思いやりのある地域社会を実現します。

<めざす姿>

チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

※チュイシージーとは：チュイ「一人」、シージーは「支え合い」を意味しており、見返りを求めず、自分の能力の範囲で思いやりを持って支えることを表した沖縄の方言です。

「めざす姿」は、宜野湾市民が大切にしてきた“思いやりを持って他者を支える心”を育む中で、障がいの有無に関わらず誰もが自分らしく生活でき、差別がなく平等で安心して暮らせる社会を表現しています。

2. 計画の基本的視点

国の「障害者基本計画(第3次)」及び「第4次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を進めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を進めます。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

(4) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、アクセシビリティ¹⁾の向上を図ります。特に、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

1) アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

(5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、子ども・子育て施策、健康づくり施策等障がい者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3. 基本方針

先の基本理念・めざす姿を受け、以下に3つの基本方針を定めます。

(1) 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

障がいは誰にでも起こりうるものであり、障がいがあっても安心して暮らせる社会は、全ての市民が安心して暮らせる社会となります。そのため、障がい者やその家族の希望する生活の実現に向けて、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得やすくすることや意思疎通のための支援の充実を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や合理的配慮¹⁾の提供についての普及啓発、障がい者の権利擁護のための体制の充実を図るほか、誰もが円滑に利用できる生活環境を整えていくとともに、障がい者の外出や移動のための支援を行います。

さらに、心身の健康を保つことは誰にとっても望ましいことであり、健やかな暮らしを支えます。そのため、乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、健やかな発育を支援します。また、障がいの要因となる生活習慣病等の予防や重症化の防止及び市民への健康づくりの普及啓発に取り組みます。

精神の疾患についても、地域への理解啓発を行なうほか、精神障がい者の地域生活や社会復帰に向けた支援を進めます。

(2) 障がい者の自立支援に取り組むまち

障がいがあっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいや発達が気になる子一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な療育・保育・教育環境を整え、自立の素地を助長していきます。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業並びに児童福祉法に基づく障がい児を支援するサービス等の充実に取り組みます。さらに、住環境の整備や経済的な負担の軽減、就労支援及び障がい者の自主活動を支援していきます。

1) 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

(3) チュイシージーの地域づくりを進めるまち

障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、地域における支え合い活動の推進を図ります。

また、障がい者が安心して暮らせるよう、地域と連携した災害時における避難支援体制の構築や消費者被害の防止に向けた取り組みを行ないます。

4. 施策体系

施策の全体像は以下のようになっています。

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

- 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発
- 2) 権利擁護・虐待防止の推進

(4) 社会参加のための環境づくり推進

- 1) バリアフリーの推進
- 2) 外出・移動支援の推進

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 1) 情報提供の充実
- 2) 意思疎通支援の充実

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

- 1) 妊婦並びに乳幼児等の健康づくり推進
- 2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進
- 3) 精神保健福祉の推進

基本理念1
差別のない平等な
社会づくり

〈めざす姿〉

チュイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

基本理念2
自己選択・自己決定
による自立の尊重

基本理念3
人と人がつながる
やさしい宜野湾市の実現

2. 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 療育・保育・教育支援の充実

- 1) 療育・保育体制の充実
- 2) 特別支援教育の充実
(インクルーシブ教育システムの推進)

(2) 生活支援の充実

- 1) 住まいの整備・確保等推進
- 2) 障害福祉サービス等の充実
- 3) 障がい児支援の充実
- 4) 生活安定のための支援の推進
- 5) その他生活支援の推進

(3) 就労及び自主活動支援の充実

- 1) 就労支援の推進
- 2) 学習・余暇活動の推進
(自主活動の推進)

3. チュイシーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進

- 1) 障がい及び障がい者理解の促進
- 2) 支え合えるまちづくりの推進

(2) 防災・消費者被害対策の推進

- 1) 防災対策の推進
- 2) 消費者被害保護対策の推進

基本方針	1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち	
基本施策	個別施策	事業名
(1) 相談支援の充実	1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進	①相談支援体制の充実 ②相談支援の質的向上の推進 ③自立支援協議会・専門部会の活性化推進 ④相談への啓発
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	1) 情報提供の充実	①広報手段を活用した情報提供の推進 ②ウェブアクセシビリティの向上 ③点訳・音訳サービスの推進 ④難病患者へのサービス等周知の推進 ⑤情報に関する相談支援体制の構築 ⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進
	2) 意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業の推進 ②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進 ③手話の普及に関する取り組みの推進 ④情報・意思疎通支援用具の給付 ⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進
(3) 差別の解消及び権利擁護の推進	1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発	①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底 ②事業者による差別解消の促進 ③地域への差別解消の普及啓発推進 ④選挙における配慮の推進
	2) 権利擁護・虐待防止の推進	①成年後見制度の周知と利用支援の充実 ②日常生活自立支援事業の充実 ③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進 ④虐待に関する広報啓発の推進
(4) 社会参加のための環境づくり推進	1) バリアフリーの推進	①公共施設のバリアフリーの推進 ②わかりやすい案内表示の整備推進 ③ユニバーサルデザインの普及啓発
	2) 外出・移動支援の推進	①外出時の同行支援の推進 ②重度身体障害者移動支援の推進 ③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進
(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実	1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進	①妊産婦への保健指導の推進 ②未熟児訪問指導の推進 ③乳幼児健康診査の推進 ④発達相談の推進 ⑤予防接種率の向上
	2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進	①健康診査受診率向上対策の推進 ②保健指導の推進 ③生活習慣病の重症化防止の推進 ④健康づくり普及啓発活動の推進
	3) 精神保健福祉の推進	①精神疾患への理解啓発の充実 ②日中活動支援の推進 ③関係者による協議の場の設置

基本方針	2. 障がい者の自立支援に取り組むまち	
基本施策	個別施策	事業名
(1) 療育・保育・教育支援の充実	1) 療育・保育体制の充実	①健診事後教室の推進(3歳頃)
		②3歳以上の療育の場の確保
		③療育連携体制の充実
		④親子教室の開催
		⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進
		⑥特別支援保育の充実
		⑦療育に関する保護者理解の促進
		⑧サービス未利用家庭への支援の推進
		⑨サービス支給決定の迅速化促進
	2) 特別支援教育の充実 (インクルーシブ教育システムの推進)	①幼稚園における特別支援教育の充実
		②教育支援の推進
		③学校における特別支援教育の充実
		④教育相談・進路相談・職場体験の充実
		⑤放課後子ども教室の推進
		⑥放課後児童クラブの推進
		⑦障がいへの理解を深める教育の推進
		⑧保育所等訪問支援の推進
		(2) 生活支援の充実
②住環境の改善に関する相談支援の充実		
③居住系サービスの整備推進		
④重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進		
⑤住宅入居等支援事業の導入		
2) 障害福祉サービス等の充実	①訪問系サービスの充実	
	②日中活動系サービスの充実	
	③居宅系サービスの充実	
	④地域移行・定着支援の推進	
	⑤サービスの質的向上の促進	
	⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進一再掲	
	⑦地域生活支援拠点等の整備検討	
3) 障がい児支援の充実	①障がい児支援の拡充	
	②障害児通所支援の質の向上	
	③児童発達支援の充実	
	④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保推進	
	⑤医療的ケア児支援の充実	
4) 生活安定のための支援の推進	①自立支援医療の推進	
	②補装具費の支給推進	
	③日常生活用具給付等事業の推進	
	④手当の支給推進	
	⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進	
	⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進	
5) その他生活支援の推進	①地域活動支援センター事業の充実	
	②日中一時支援事業の推進	
	③一時預り(仮称)体制の構築	
	④身体障害者福祉電話設置事業	

(3) 就労及び自主活動支援の充実	1) 就労支援の推進	①一般就労移行支援の充実
		②就労継続支援の充実
		③障害者優先調達推進
		④検定講座の推進
		⑤市の障がい者法定雇用率の維持
		⑥就労に関する情報提供等の推進
		⑦一般雇用の促進
	2) 学習・余暇活動の推進 (自主活動の推進)	①スポーツ・レクリエーション活動の推進
		②学習・文化・芸術活動等の推進
		③図書館利用の推進
		④障がい者福祉団体の活動支援
		⑤行事等への参加支援
		⑥親子交流機会の創出支援

基本方針	3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち
------	------------------------

基本施策	個別施策	事業名
(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進	1) 障がい及び障がい者理解の促進	①広報活動による理解促進
		②地域組織への理解促進
		③交流活動による地域理解の促進
		④共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発
	2) 支え合えるまちづくりの推進	①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進
		②チュイシージーセンター及び地域との連携推進
(2) 防災・消費者被害対策の推進	1) 防災対策の推進	①防災に関する知識の普及啓発
		②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実
		③障がい者の参加する防災訓練の実施
		④障がい者に対応した避難所の整備推進
		⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及
		⑥自主防災組織の立上げ推進
	2) 消費者被害保護対策の推進	①消費者被害防止の情報提供の推進
		②消費者被害防止の啓発の推進
		③消費者被害に対する相談支援の推進

第3章 各論 ～障がい者施策の展開

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

障がい者やその家族からの相談に対し、保健・福祉・医療の分野に限らず、障がい者のライフステージの各段階で関わりのある、他の生活関連分野と連携した支援を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。また、専門職員の配置や研修会等を開催するなどにより、相談支援の質的向上を図るとともに、障がい者等の潜在的なニーズ把握に取り組みます。

1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

①相談支援体制の充実

取り組む内容	主管課
<p>障がい福祉課への相談支援員の配置、市内事業所への相談支援事業の委託を継続するとともに、相談支援員と委託事業所との定例会の開催などを通して、相互連携を図り相談支援の充実に取り組みます。また、関係機関・関係団体等と連携した支援の充実が図られるよう、各中学校区を担当する相談支援員を継続して配置します。</p> <p>相談内容に対応したより適切な支援となるよう、引き続き関係機関・関係団体等の各相談員と相談支援員の同行訪問を行うなど、連携を密にします。</p> <p>相談件数の増加に対応していけるよう、相談業務に係る人員体制の強化を図るなど、状況を見極めながら必要な対策を講じます。</p> <p>相談支援体制の更なる充実を図るために、地域における相談支援の中核的な役割を担い、より総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等を行なう、基幹相談支援センターの体制づくりについて検討します。</p>	障がい福祉課

②相談支援の質的向上の推進

取り組む内容	主管課
<p>相談支援員に対する専門的助言や指導等を行なう査察指導員を継続配置し、相談支援員の資質向上を図ります。また、庁内関係機関と障がい福祉に関する課題や意識の共有及び支援における円滑な連携が取れるよう、情報交換を密にするとともに、障がいへの理解を深めるために関係機関との学習会等の開催に継続して取り組みます。</p> <p>相談支援の基本である相談者の話を親身になって聞くことや、相談支援の専門性を高めるために、研修会への参加促進や勉強会等の機会を持ちます。</p>	障がい福祉課

③自立支援協議会・専門部会の活性化推進

取り組む内容	主管課
<p>自立支援協議会においては、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、地域の実情に応じた相談支援体制の整備について協議・調整等を行なうことを通して、関係機関等の課題の共有化及び連携の緊密化を図ります。そのためには、個別会議や専門部会で把握された事例や地域の課題等について、自立支援協議会に定期的に報告することにより、自立支援協議会開催の活性化を進めます。</p> <p>各専門部会の定期的な開催を行なうとともに、総合的な支援方策を検討するために、部会ごとに関連する機関等の参加を図ります。とりわけ教育分野との連携強化を進めます。</p>	障がい福祉課

④相談への啓発

取り組む内容	主管課
<p>障がい者等の潜在的なニーズを引き出し適切な相談支援につながるよう、市報ぎのわんや市のホームページ、チラシ等により、相談することの大切さについて継続した啓発と各種相談窓口の周知強化に取り組みます。</p>	障がい福祉課

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報が入手できることや意思疎通が図れることが基本となります。そのため、情報の入手やコミュニケーションが困難な障がい者への情報提供や意思疎通支援の充実に取り組めます。

1) 情報提供の充実

① 広報手段を活用した情報提供の推進

取り組む内容	主管課
障がい福祉に関する情報を市報、市のホームページ、コミュニティFM放送及びパンフレット等多様な広報手段を活用し、継続して提供していきます。 市報については、お知らせ中心の情報だけではなく、市の障がい者相談支援体制や地域への障がい理解などの、障がい福祉の推進等に関する特集記事の提供に取り組めます。	障がい福祉課 秘書広報課

② ウェブアクセシビリティの向上

取り組む内容	主管課
ホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、新規に作成するページについては、ウェブアクセシビリティのガイドラインに沿ったものとします。また、既存のページでガイドラインに沿っていないページについては、必要な更新等を行います。	障がい福祉課

③ 点訳・音訳サービスの推進

取り組む内容	主管課
視覚障がい者に対する、市報・社協だより等の点訳サービス、音訳サービスを継続して行います。また、利用者の増を図るために、ニーズの掘り起こしに取り組めます。 市からの通知等の点訳を希望する障がい者への対応については、全庁的な体制づくりを検討します。	障がい福祉課

④ 難病患者へのサービス等周知の推進

取り組む内容	主管課
障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がってきており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、広報活動や相談窓口来訪時に、サービス利用に関する制度等について周知を図ります。	障がい福祉課

⑤情報に関する相談支援体制の構築

取り組む内容	主管課
<p>知りたい情報について相談しやすいよう、情報分野ごとの市の窓口の周知を図ります。また、各窓口で障がいの特性に配慮したわかりやすい説明ができるよう、設置手話通訳者の活用やコミュニケーションボードを設置します。また、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方と、意思疎通を図るための適切な方法(配慮)について、パンフレットの活用や研修会の開催などにより、市職員への普及を図ります。</p>	障がい福祉課

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進

取り組む内容	主管課
<p>障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図るために、施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を公表する制度が創設されました。この制度について施設・事業者への周知と情報の公表促進を積極的に働きかけます。</p>	障がい福祉課

2) 意思疎通支援の充実

①意思疎通支援事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>意思疎通支援事業として、手話通訳者や要約筆記者の派遣、設置手話通訳者の配置、入院時コミュニケーション支援を継続実施します。</p> <p>要約筆記者の派遣は、中途失聴者、難聴の方にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。</p>	障がい福祉課

②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進

取り組む内容	主管課
<p>手話奉仕員を養成するために、手話奉仕員養成講座を継続開催するとともに、派遣手話通訳者の確保に向けて、県が実施する手話通訳者養成講座につなげるためのステップアップ講座を継続します。また、点訳奉仕員を養成するために、点字講習会の開催を継続します。</p>	障がい福祉課

③手話の普及に関する取り組みの推進

取り組む内容	主管課
<p>沖縄県手話言語条例に基づき、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指す必要があります。市のアンケート調査でも「聴覚障がい者でコミュニケーション手段に手話を用いる方」は23.0%いることから、策定予定の沖縄県の手話推進計画を注視しながら、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくりなど、手話の普及に関する取り組みを推進します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

④情報・意思疎通支援用具の給付

取り組む内容	主管課
<p>障がい者の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器等の給付を継続します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を図るために、補聴器購入費用の一部助成を継続します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

また、障がい者の権利が守られ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、障がい者やその家族等への権利擁護のための制度や事業の周知及び制度等の適切な利用を支援します。さらに、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止の体制整備を進めます。

1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底

取り組む内容	主管課
障がいを理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、行政職員の遵守すべき規律として「宜野湾市職員対応要領(仮称)」を作成し、要領に基づき職員対応の周知徹底を図ります。	人事課 障がい福祉課

②事業者による差別解消の促進

取り組む内容	主管課
営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者(企業や店舗、福祉事業者など)の合理的配慮について、国から示された「対応指針」の周知と指針に基づく差別解消への自主的な取り組みを促します。	障がい福祉課

③地域への差別解消の普及啓発推進

取り組む内容	主管課
差別による障がい者や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がい者等との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、市のホームページや市報等による啓発、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会やシンポジウム等の開催など、多様な手段により、障がい者も含め広く地域への普及啓発に取り組みます。	障がい福祉課

④選挙における配慮の推進

取り組む内容	主管課
障がい者の参政権を保障するため、障がい者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや車いすの配備、介助員の配置等必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、郵便等による不在投票の実施及びその他必要な配慮に努めます。	選挙管理委員会

2) 権利擁護・虐待防止の推進

①成年後見制度の周知と利用支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>成年後見制度について、障がい者やその家族をはじめとする、地域への制度の普及啓発に取り組みます。また、障がい者等からの相談に対し、必要に応じて制度への理解を深め、利用を促します。</p> <p>成年後見制度の利用において、申立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合等において、成年後見制度利用支援事業により必要な利用支援を行います。また、成年後見制度とともに、当該事業についても周知強化を図ります。</p> <p>成年後見制度による支援が早期に実施されるよう、申請等にかかる業務の効率化、人員配置等について検討します。</p>	障がい福祉課 福祉総務課

②日常生活自立支援事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>日常生活自立支援事業の新規申請や相談件数の増に対応するために、相談や支援計画を作成する専門員及び日常的な支援を行なう生活支援員の人員体制の充実に取り組みます。</p> <p>事業利用待機者への支援として、通帳の一時預かり事業を継続実施します。</p>	福祉総務課

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者への虐待の対応においては、障がい福祉課を中心に庁内関係課、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に継続して取り組みます。</p> <p>虐待防止の体制強化を図るために、障がい者虐待防止センターの体制づくりに取り組みます。</p>	障がい福祉課

④虐待に関する広報啓発の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や市民の通告義務等について周知を図ります。</p> <p>サービス事業所における虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるために、事業所への学習会等を開催します。</p>	障がい福祉課

(4) 社会参加のための環境づくり推進

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者にとって住みよい生活環境は誰にとっても快適に暮らせる基盤となることから、ユニバーサルデザイン¹⁾の普及啓発を進めます。また、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

1) バリアフリーの推進

①公共施設のバリアフリーの推進

取り組む内容	主管課
<p>新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。</p> <p>既存の公共施設のバリアフリーについては、点検や障がい者等からの要請を踏まえて、必要な改善に取り組みます。</p> <p>安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障がい者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。</p>	総務課 建築課 土木課 都市計画課

②わかりやすい案内表示の整備推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。</p>	障がい福祉課

③ユニバーサルデザインの普及啓発

取り組む内容	主管課
<p>障がい者をはじめ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの考え方について、庁内及び地域への普及啓発を図ります。</p>	障がい福祉課

1) ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

2) 外出・移動支援の推進

①外出時の同行支援の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者の外出において、視覚障がい者の外出を支援するための同行援護、自己判断力が制限されている障がい者の危険を回避するための支援を行なう行動援護及び重度訪問介護といった、障害福祉サービスの提供を継続します。</p> <p>聴覚障がい者等の外出先における、コミュニケーションの円滑化を図るために手話通訳者の派遣を継続します(意思疎通支援事業)。また、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を継続します(移動支援事業)。</p>	障がい福祉課

②重度身体障害者移動支援の推進

取り組む内容	主管課
重度身体障がい者の移動を支援するために、リフト付き車輛の貸し出しを継続するとともに、運転ボランティアの確保に取り組みます。	障がい福祉課

③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

取り組む内容	主管課
障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。また、自動車改造費の助成については、対象となる装置の範囲について検討します。	障がい福祉課

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

妊産婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や障がい並びに発育・発達に気になる子を早期に把握し、早期の支援を行なうために、関係機関と連携した妊産婦並びに乳幼児の健康診査や保健相談、発達相談、予防接種等の推進を図り、安心・安全な出産や乳幼児の健やかな発育を支援します。

生活習慣病により重大な疾病や障がいを負うことがないように、特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障がいの予防・重度化防止に取り組みます。

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、当事者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進

①妊産婦への保健指導の推進

取り組み内容	主管課
安心・安全な出産が迎えられるよう、引き続き全ての妊婦に対して親子健康手帳交付時に面接を行い、母体の健康管理(食事、体重、喫煙等)について必要な相談等を行います。また、若年妊婦及びその他気になる妊婦については、継続した相談・助言等を行います。	健康増進課
精神疾患のある妊婦については、健康増進課と障がい福祉課、児童家庭課が連携し、必要な支援を行います。	障がい福祉課

②未熟児訪問指導の推進

取り組み内容	主管課
未熟児について、疾病や障がい等の早期発見に努めるとともに、発育発達、栄養、生活環境等について必要な保健相談・助言等を行うために、保健師による未熟児訪問を継続します。	健康増進課

③乳幼児健康診査の推進

取り組み内容	主管課
乳幼児の心身の状態や生活実態を把握し、乳幼児の健康の維持・向上のために必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査を継続します。また、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、未受診児の保護者への再通知や電話、訪問等及び保育所等との連携などにより受診勧奨を強化します。	健康増進課

④発達相談の推進

取り組み内容	主管課
<p>発達が気になる子については、乳幼児健診会場での発達相談を継続して行い、発達検査や発達に関する相談等行います。また、発達相談により療育等が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、養育者への情報の提供並びに相談・助言等を行います。</p>	健康増進課

⑤予防接種率の向上

取り組む内容	主管課
<p>予防接種の重要性について啓発を強めるとともに、保育所(園)、幼稚園等と連携した接種勧奨を行なうなど接種率の向上に取り組みます。特に、麻しんや風しんについては、感染力が強いため更なる接種率の向上に取り組みます。</p> <p>就学前健診で引き続き予防接種の確認を行い、未接種の児については接種指導を行います。</p>	健康増進課

2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進

①健康診査受診率向上対策の推進

取り組む内容	主管課
<p>40歳未満の健康診査や特定健康診査の受診率の向上を図るために、引き続き市報やチラシ、ハガキ等により健康診査への理解を深め、受診を促すとともに、継続受診者の増(リピート率の向上)に取り組みます。また、各自治会や市内医療機関及び関係機関と連携した受診勧奨を行います。</p> <p>受診率向上に向けたモデル地区での取り組みにおいては、自治会のほか、多様な地域組織・団体等と連携し、受診勧奨の強化を図るとともに、モデル地区の拡大を図ります。その他、市の実情に応じた受診率向上対策に取り組みます。</p>	健康増進課

②保健指導の推進

取り組む内容	主管課
<p>成人の保健指導については、引き続き市報や健診結果返信時に案内を行ない、健診結果に基づき保健師、看護師、管理栄養士が個人の状況に応じた保健指導を行なうほか、訪問による指導等を行います。また、受診率向上対策とあわせて、保健指導の受け入れについても理解が進むよう、地域や関係機関等との連携を図ります。</p> <p>保健指導においては、特にメタボリック・シンドロームの該当者や予備群の減少に向けて早期介入を図ります。また、引き続き保健指導利用者に対する二次健診を実施し、二次健診の結果から血管変化の状態を明らかにし、重篤な疾患への予防意識を高め、生活習慣の改善に取り組めるよう保健指導を行います。</p>	健康増進課

③生活習慣病の重症化防止の推進

取り組む内容	主管課
<p>血糖値のコントロール不良、高血圧、高脂血症などが重症化し、脳血管疾患、虚血性心疾患、腎疾患などの重篤な疾患に至るリスクの高い者(医療未受診者や医療中断者を含む)に対し、その予防に向けて、医療受診の勧奨、受療に関する情報提供及び保健指導の強化を、通常の保健指導とは別枠で行います。</p>	健康増進課

④健康づくり普及啓発活動の推進

取り組む内容	主管課
<p>市報やチラシ、パンフレット等により健康づくりの大切さや健康に関する知識の普及啓発及び市の健康づくり事業等の周知を図ります。</p> <p>また、市民の健康づくりに資するよう、各種運動教室や料理教室等の開催を継続するとともに、日中の運動教室等に参加できない市民に対し、夜間の運動教室の開催も継続します。</p> <p>各種運動教室等について、新規参加者の増、特に男性の参加促進を図ります。また、ウォーキングマップの利活用など健康づくりへの個人の取り組みを促進します。</p>	健康増進課
<p>健康づくりに向けた、市民の自主的なサークル活動等について、体育施設等の開放を継続するなど活動を支援します。</p>	施設管理課

3) 精神保健福祉の推進

①精神疾患への理解啓発の充実

取り組む内容	主管課
精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、多様な手段により地域への理解啓発を進めます。	障がい福祉課

②日中活動支援の推進

取り組む内容	主管課
精神障がい者が自宅に引きこもることなく、生活リズムを改善し社会参加の意欲が高まるよう、医療機関の精神デイケアやナイトケア、地域活動支援センター、就労継続支援事業所等の日中等活動の場の紹介と利用促進を図ります。また、活動の場を提供する主体と連携し、利用者の様子を確認しながら必要な相談支援等を行います。	障がい福祉課

③関係者による協議の場の設置

取り組む内容	主管課
国・県では入院精神障がい者の地域移行を進めていますが、これに対応していくには地域における支援体制を構築していく必要があります。そのため、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム ¹⁾ の構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場の設置に取り組みます。	障がい福祉課

1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのこと。

2. 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 療育・保育・教育支援の充実

障がいや発達等が気になる子を早期の療育により身辺自立・集団適応等を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であることから、療育¹⁾体制や障がい児保育の充実を図ります。

特別な配慮を必要とする幼児児童生徒については、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育においては障がいのある幼児児童生徒が障がいを理由に差別されることなく、障がいのある子とない子が共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システムの構築を図ります。さらに、放課後における健全育成の場の受け入れの拡充を進めます。

1) 療育・保育体制の充実

①健診事後教室の推進(3歳頃)

取り組む内容	主管課
乳幼児健康診査等で把握された、発達が気になる子や子育てに不安が強い親子に発達等に関する経過観察を行い、保護者と子どもについての発達状況と支援内容の共有を図り、不安や疑問等の軽減を行うため、健診事後教室(のびっこ教室)を継続します。また、関係機関と連携を取りながら、実施体制を維持します。 教室終了後や教室中断者については、支援が途切れないよう保健師訪問や発達相談等により継続した支援を行います。	健康増進課

②3歳以上の療育の場の確保

取り組む内容	主管課
健診事後教室の対象とならない3歳以上の子について、切れ目のない支援を行なうための療育の場を確保し、3歳頃の健診事後教室からの円滑な移行、保護者からの相談等により把握された療育を必要とする子を受け入れ、関係機関、専門職等と連携した、療育支援を行います。	障がい福祉課

1) 療育

障がいのある子が、社会的に自立できるように取り組む治療と保育・教育のこと。

③療育連携体制の充実

取り組む内容	主管課
障がいのある子に対するライフステージごとの療育支援の充実を図るために、保護者をはじめ、保育所、学校、障害児通所支援事業所等関係者への研修会やペアレントトレーニング ¹⁾ 等を行なうことで、療育に関する知識や理解を深めてもらうとともに、関係機関間の連携・支援体制の構築と充実に取り組めます（理解促進研修・啓発事業により実施）。	障がい福祉課

④親子教室の開催

取り組む内容	主管課
育児に不安のある養育者が、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消するなど、楽しく子育てができるよう支援するために、親子教室を開催し、ペアレントプログラム等の実施に取り組めます（理解促進研修・啓発事業により実施）。また、健康増進課や保育課等の関係機関と連携し、内容の充実を図ります。	障がい福祉課

⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進

取り組む内容	主管課
関係者が成長発達が気になる子の情報を共有し、一貫した適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する新サポートノート「えいぶる」(県が推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知強化と活用促進を図ります。	障がい福祉課 指導課

⑥特別支援保育の充実

取り組む内容	主管課
<p>既存、新設を問わず、全ての公立保育所、認可保育園、認定こども園で特別支援保育を継続実施し、対象となる子に加配の保育士を配置します。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との協議や幼稚園・小学校との連携を強化します。</p> <p>臨床心理士による市内保育施設(認可外を含む)の巡回訪問を継続し、対象となる児(障がいのある子や発達等が気になる子)の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援についてきめ細かい助言・指導等を行います。</p> <p>巡回の対象となる子の増加に対応するとともに、一人ひとりの状態に応じた的確な指導・助言等を行うために、臨床心理士等の訪問体制の強化及び他の専門家(小児科医、保健師等)との相談・連携体制の構築に取り組めます。</p> <p>障がい児の保育に関する保育士・保育所(園)への研修等を市内で受けることができる機会をつくるなど、保育士等の資質向上を図る取り組みを進めます。</p>	保育課

1) ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、その子の特徴を踏まえた関わり方を学んだりすることで子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

⑦療育に関する保護者理解の促進

取り組む内容	主管課
心身の発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、関係機関が連携し、保護者の心情に配慮しながら、療育に関する支援やサービスの情報提供、相談・助言及び親子通園事業や健診事後教室等での体験保育を促すなど、早期療育への理解を促します。	障がい福祉課

⑧サービス未利用家庭への支援の推進

取り組む内容	主管課
経済的な理由や保護者の事情等により、児童発達支援等のサービスを利用することが困難な家庭に対し、相談支援員や委託相談員が関係機関と連携した個別支援を継続して行います。	障がい福祉課

⑨サービス支給決定の迅速化促進

取り組む内容	主管課
障害児通所支援事業の利用申請から支給決定までの迅速化を図るために、調査・申請にかかる体制強化に取り組めます。	障がい福祉課

2) 特別支援教育の充実(インクルーシブ教育システム¹⁾の推進)

①幼稚園における特別支援教育の充実

取り組む内容	主管課
<p>保護者からの加配保育申請を受け、支援を要する子の人数や個の特性を勘案しながら、担当教諭・特別支援教育支援員の配置を行います。また、障がいのある子一人ひとりについて個別の指導計画を作成し、教職員全体で共通理解・協力体制を図りながら援助や指導を行っていきます。</p> <p>保護者や教職員の障がいに対する理解を深め、相互理解と連携による指導・支援を行なうために、関係機関と連携した研修会や講演会等の開催に取り組めます。</p>	指導課

1) インクルーシブ教育システム

障がいのある児童生徒が、障がいを理由に差別されることなく、障がいのある子もない子も共に学ぶことのできる仕組のことで、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなど、6つの項目が示されています。

②教育支援の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい懸念される児童について、教育支援委員会を継続開催し、保護者に対する就学相談・教育支援を行います。また、特別支援教育への申請者数に応じて教育支援委員会の開催回数を調整するとともに、保護者面談、教育相談等の充実を図ります。</p> <p>家庭保育で教育支援が必要な子について、対応が遅れることがないように、関係機関との連携を深め、早期の情報把握に取り組みます。</p>	指導課

③学校における特別支援教育の充実

取り組む内容	主管課
<p>障がいのある児童生徒一人ひとりに対して「個別の教育支援計画」を作成するとともに、特別支援教育相談指導員と連携した教育的支援・指導を継続して行います。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても、「個別の教育支援計画」が作成できる体制づくりに取り組みます。</p> <p>特別支援教育や発達障がいについて、全ての教職員の理解を深めるために研修の実施・講演会の開催等を進めます。</p> <p>特別支援教育支援員の確保に継続して取り組むとともに、特別支援教育支援員の資質向上を図るために、障がいへの理解を深めるための研修等の充実に取り組みます。</p>	指導課

④教育相談・進路相談・職場体験の充実

取り組む内容	主管課
<p>卒業後のスムーズな進路移行や就業移行ができるよう、特別支援学校や各学校と連携を図り、教育相談や進路相談の充実に取り組みます。また、職場体験においては、生徒の特性に配慮し、障害者福祉サービス事業者や地域の関係者と連携した、体験活動の充実に取り組みます。</p>	指導課

⑤放課後子ども教室の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がいの有無に関わりなく全ての児童を対象とした、放課後子ども教室を継続します。</p> <p>年次的に教室実施学校数を増やしていく方向で進め、教室運営のボランティアの確保等実施体制の構築に取り組みます。</p>	生涯学習課

⑥放課後児童クラブの推進

取り組む内容	主管課
<p>公立の放課後児童クラブでは障がいのある子の受け入れを継続し、放課後の健全育成を推進します。また、民間の放課後児童クラブについては、障がいのある子を受け入れることへの理解と体制づくりを促すとともに、個々の放課後児童クラブの実情に配慮しながら、障がいのある子の受け入れが可能な施設の拡充を図ります。</p>	子ども企画課

⑦障がいへの理解を深める教育の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がいのある子とない子がともに学ぶ教育環境を推進するため、児童・生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいへの理解を深めていけるように、福祉施設等でのボランティア体験や疑似体験活動などさまざまな手法を活用し、子どもたちが障がいを身近に感じ、自ら考えていけるような指導・教育を展開します。</p> <p>特別支援学校と市内小中学校、学校内での特別支援学級と通常学級の児童・生徒の交流及び共同学習の機会を充実し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形式に向けた実践力の育成を進めます。</p>	指導課

⑧保育所等訪問支援¹⁾の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がいの状況等に応じた効果的な支援や学校関係者への専門的支援につながるよう、関係機関と連携した保育所等訪問支援を継続します。</p>	障がい福祉課

1) 保育所等訪問支援

特別な支援ニーズのある対象児童について、児童の発達支援にかかわる専門的スタッフが、児童の集団生活の場である保育園、学校、施設などに訪問し、個別的な支援を行うサービス。対象児童に対する支援だけでなく、保育園、学校、施設などの職員に対する支援も含まれる。

(2) 生活支援の充実

障がい者が希望する生活の実現に向けて、多様な住まい方を支援するとともに、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供の基盤整備及びサービスの質的向上を進めます。また、障害者総合支援法の一部を改正した法律に基づき、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

さらに、将来を見据えた拠点等の整備やその他の生活支援のためのサービスの提供及び経済的な負担軽減のための支援を図ります。

1) 住まいの整備・確保等推進

①障がい者の入居に配慮した市営住宅の整備推進

取り組む内容	主管課
市営住宅の整備や建替えに際し、障がい者（車いす）に配慮した住戸の整備・拡充を図ります。また、市営住宅の入居資格は、原則として同居親族がいることが入居の条件となっていますが、障がい者については、単身でも入居できるよう取り組みます。	建築課

②住環境の改善に関する相談支援の充実

取り組む内容	主管課
障がい者の住まいができるだけ安全で快適に暮らせる場となるよう、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や居宅生活動作補助用具(住宅改修費)等の周知と利用促進を図ります。	障がい福祉課

③居住系サービスの整備推進

取り組む内容	主管課
日中活動系サービスの利用と併せて、自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保を関係機関等との連携により進めます。 グループホームの確保については、医療機関及び福祉施設から地域生活への移行を促進するために、宜野湾市グループホーム等整備補助事業により、市内でグループホーム等を開設する際の改修費等の補助を継続するとともに、事業者への補助事業の周知と活用の促進を図ります。	障がい福祉課

④重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進

取り組む内容	主管課
重度身体障がい者の日常生活を容易にし、在宅生活を支援するために、住宅改造に必要な経費の助成を継続します。	障がい福祉課

⑤住宅入居等支援事業の導入

取り組む内容	主管課
<p>賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援するために、住宅入居等支援事業の導入に取り組めます。</p>	障がい福祉課

2) 障害福祉サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

取り組む内容	主管課
<p>日常生活を営むのに支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。</p> <p>重度訪問介護については、障害者総合支援法の改正により医療機関への入院時にも一定の利用が可能となるため、サービス提供について事業所や医療機関と必要な調整等を行います。</p>	障がい福祉課

②日中活動系サービスの充実

取り組む内容	主管課
<p>障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。</p> <p>就労に関しては、障害者総合支援法の改正により、通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業主、サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行なう「就労定着支援」が創設されました。そのため、地域の実情を踏まえながら、サービス提供体制の構築に取り組めます。</p>	障がい福祉課

③居宅系サービスの充実

取り組む内容	主管課
<p>自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がい者のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して確保を進めます。</p> <p>障害者総合支援法の改正により、障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う「自立生活援助」が創設されました。そのため、地域の実情やサービス事業所の状況等を勘案した上で、適切な実施体制の構築に取り組みます。</p>	障がい福祉課

④地域移行・定着支援の推進

取り組む内容	主管課
<p>地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、市と精神科医療機関、障がい者入所施設、相談支援事業者等における多職種が連携した支援を行います。</p>	障がい福祉課

⑤サービスの質的向上の促進

取り組む内容	主管課
<p>サービス利用者一人ひとりのニーズに沿った適切なサービス提供を行うために、利用者の意向、障がいの特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行うことで、サービスの質的向上を図るよう事業所への指導を行います。</p> <p>事業所職員のスキルアップやキャリアアップのための研修等が受けられる体制づくりを促すとともに、スキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。</p> <p>サービスの全体的な質的向上に資するよう、専門部会における事業所の法制度等の学習会や事例検討会の開催及び課題についての検討等を行うほか、部会同士の合同学習会を継続実施するなどにより、市内事業所のサービス提供における意識の共有化、利用者支援の統一化を図ります。</p>	障がい福祉課

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進－再掲

取り組む内容	主管課
<p>障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できようにするるとともに、サービスの質の向上を図るために、施設・事業者に対して障害福祉サービス等の内容等を公表する制度が創設されました。この制度について施設・事業者への周知と情報の公表促進を積極的に働きかけます。</p>	障がい福祉課

⑦地域生活支援拠点等の整備検討

取り組む内容	主管課
<p>国の指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。市のアンケート調査では、主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が40.3%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が29.6%となります。こうした地域の実情を勘案すると拠点等の整備も必要と思われませんが、本市ではハード面での整備は困難なため、それ以外の方法について検討していきます。</p>	障がい福祉課

3) 障がい児支援の充実

①障がい児支援の拡充

取り組む内容	主管課
<p>通所により日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療等行なうために、障がい児のニーズに応じた障害児通所支援事業の確保と提供を推進します。</p> <p>児童福祉法の改正により、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。このため、地域の障がい児のニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備に取り組みます。</p>	障がい福祉課

②障害児通所支援の質の向上

取り組む内容	主管課
<p>国の通知に基づき、児童発達支援を提供する事業者に対し、障がい児の適切な受け入れや支援の自己評価を行うとともに、常に改善を図るよう促します。</p> <p>放課後等デイサービスを提供する事業者については、放課後等デイサービスガイドラインの周知徹底を図るとともに、ガイドラインの自己評価表を活用して自己評価を行うこと、自己評価に基づき必要な改善を図ること、自己評価結果を公表すること等を促します。</p> <p>障害児通所支援事業所についても、情報公表制度に基づき、サービス内容等の公表促進を積極的に働きかけます</p>	障がい福祉課

③児童発達支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>国の指針では、市町村に児童発達支援センターの設置を求めています。本市でも保護者や保育施設等からの要望があります。そのため、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を図るために、関係機関と連携し児童発達支援センターが持つ機能の確保に取り組みます。</p>	障がい福祉課

④主に重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保推進

取り組む内容	主管課
<p>国の指針では、主に重症心身障がい児¹⁾を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の確保を求めています。本市においても重症心身障がい児を受け入れてもらえる事業所が少ない状況です。そのため、受け入れ体制の確保に向けて、市内事業所との連携・調整等を行います。</p>	<p>障がい福祉課</p>

⑤医療的ケア児支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>児童福祉法の改正により、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう努めることが規定されました。市のアンケート調査では医療的ケア児が10.6%います。そのため、医療的ケア児の実情を踏まえた上で、これらの支援を行なう関係機関等との連携体制の構築に取り組みます。また、そのための保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

1) 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)である。

4) 生活安定のための支援の推進

①自立支援医療の推進

取り組む内容	主管課
自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図ります。また、制度の周知と適切な利用を支援します。	障がい福祉課

②補装具費の支給推進

取り組む内容	主管課
障害者総合支援法に基づき、身体障がい者・身体障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障がい者の就労その他日常生活の能率の向上、及び身体障がい児の将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、サービスの周知と適切な利用を支援します。 平成30年度から成長に伴ない、短期間で補装具を取り替える必要のある障がい児の場合等に、貸与の活用も可能となるため、実施に向けて対象となる障がい児等のいる世帯への周知を図ります。	障がい福祉課

③日常生活用具給付等事業の推進

取り組む内容	主管課
障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を継続します。	障がい福祉課

④手当の支給推進

取り組む内容	主管課
障がい者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を継続します。	障がい福祉課

⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進

取り組む内容	主管課
重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。	障がい福祉課

⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進

取り組む内容	主管課
在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るために、日常生活に必要な用具の給付を継続します。	障がい福祉課

5) その他生活支援の推進

①地域活動支援センター事業の充実

取り組む内容	主管課
<p>創作活動、生産活動、社会との交流等を行なうことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業を市内事業所への委託を継続します。</p> <p>障がい者の社会参加実現のため、医療・福祉および地域の社会基盤との連携を強化し、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動の拠点としての役割強化に努めます。</p>	障がい福祉課

②日中一時支援事業の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。</p> <p>児童について必要時に利用しやすいよう、放課後等デイサービス事業者に対し、日中一時支援事業者としての登録を促します。</p>	障がい福祉課

③一時預り(仮称)体制の構築

取り組む内容	主管課
<p>障がい児の夜間や早朝といった、日中一時支援事業が利用可能な時間帯以外のニーズに対応していけるよう、関係機関等と連携した一時預り体制の構築に取り組みます。また、緊急時における対応も可能となるよう検討します。</p>	障がい福祉課

④身体障害者福祉電話設置事業

取り組む内容	主管課
<p>低所得世帯で外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保として、福祉電話の設置を継続します。</p>	障がい福祉課

(3) 就労及び自主活動支援の充実

障がい者が働くことを通して経済的な自立や生きがいを持てるよう、一般就労への移行や福祉的な就労の場の充実を図るほか、障がい者就労施設等から物品等の優先調達を推進します。

また、障がい者の生活の質の向上や自己実現の機会、社会参加の機会が広がるよう、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や学習・文化活動、当事者団体の活動及び行事等への障がい者の主体的な参加を支援します。

1) 就労支援の推進

①一般就労移行支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>就労移行支援事業所の個別支援計画・評価の提出徹底を継続するとともに、就労移行支援事業所、計画相談員との連携強化を図り、個別支援計画・サービス等利用計画の中身を点検し、利用者支援に生かすなど、一般就労への移行強化を進める。</p> <p>一般就労後に生活面での課題に対応できず、離職する障がい者がいることから、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たに創設された「就労定着支援」を実施し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行なうことにより、職場定着率の向上を図ります。</p>	障がい福祉課

②就労継続支援の充実

取り組む内容	主管課
<p>一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図るとともに、ニーズに応じた就労継続支援事業所の確保に取り組みます。</p> <p>市内就労継続支援事業所の連絡会を継続し、事業所との情報交換を密にするとともに、サービス利用者の希望と事業所の訓練内容がミスマッチしないよう、サービス利用前に丁寧な説明を行い理解を図ります。</p>	障がい福祉課

③障害者優先調達推進

取り組む内容	主管課
<p>「宜野湾市障害者優先調達推進方針」に基づき、市の全ての機関より障がい者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、市の毎年度の調達実績については、市のホームページ等で公表します。</p> <p>市内障がい者就労支援施設等が提供できる物品等の情報が地域に広く周知されるよう、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。</p>	障がい福祉課

④検定講座の推進

取り組む内容	主管課
事業所と連携したパソコン等の検定講座を継続開催し、障がい者の資格取得及び就労を支援します。	産業政策課

⑤市の障がい者法定雇用率の維持

取り組む内容	主管課
障がい者を対象とした職員採用試験を適宜実施し、市の法定雇用率の維持に取り組めます。また、障がい者を対象とした職員採用試験を行う際は、障がい福祉課等との連携による広報活動の充実を図ります。	人事課

⑥就労に関する情報提供等の推進

取り組む内容	主管課
障がい者の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う障害者職業センターやハローワーク等の活用を促進し、障がい者の就業を支援します。また、市庁舎玄関前に設置されているふるさとハローワークでの障がい者の求職相談について、より円滑で利用しやすいものとなるよう、沖縄労働局との連携・調整を進めます。	産業政策課

⑦一般雇用の促進

取り組む内容	主管課
市内の一般企業の法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、各種情報媒体等を活用した理解・啓発を図るとともに、雇用に関わる助成制度等について周知を図ります。また、市内企業への障がい者雇用状況に関するアンケート調査を継続して実施し、市の実態を把握した上で雇用促進が図られるよう取り組めます。 アンケート調査については、障がい福祉課と連携して調査内容の見直し等を進めます。	産業政策課

2) 学習・余暇活動の推進(自主活動の推進)

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

取り組む内容	主管課
障がい者のスポーツ・レクリエーション活動等の振興を図るため、障がい者の利用に配慮した体育施設の整備に取り組むとともに、障がい者のニーズに基づく障がい者用スポーツ器具等の整備に取り組みます。	施設管理課
市民体育スポーツ振興を図るため、スポーツ・レクリエーションに親しめるようスポーツ振興委員の派遣等を行います。 中央公民館のサークル活動については、適宜市報やHPに掲載するとともに、登録サークル一覧表を作成し、市内関係機関や教育機関へ設置する等周知活動を継続します。また、活動の場が広がるよう中央公民館と社会福祉協議会、自治公民館と必要に応じて連携を図ります。	生涯学習課

②学習・文化・芸術活動等の推進

取り組む内容	主管課
生涯学習講座や文化振興事業について地域への情報提供を継続し、障がい者の参加においては、関係機関と連携し障がいの特性に配慮した活動支援に努めます。	関係各課

③図書館利用の推進

取り組む内容	主管課
生涯学習の観点から、視覚障がい者の図書館活用の促進に向けて、点字図書・録音図書等の充実を図ります。また、図書に関する視覚障がい者のニーズ把握、情報提供方法、貸し出しの利便性を高める方法について検討します。	市民図書館

④障がい者福祉団体の活動支援

取り組む内容	主管課
宜野湾市手をつなぐ親の会や宜野湾市身体障がい者福祉協会等、各団体への支援を継続します。また、市役所ロビーで行う「地域でがんばる仲間たちパネル展」を継続し、障がい者や家族の団体活動の紹介・交流の場づくりを行うなど、活動の活性化を支援します。 障がい者福祉団体の活動の継続・発展につながるよう、広報等による団体の周知や新規加入への案内等を行います。	障がい福祉課

⑤行事等への参加支援

取り組む内容	主管課
<p>障がい者が市及び地域の行事や活動等に参加しやすいよう、障害福祉サービス(同行援護、行動援護)や地域生活支援事業(手話通訳者等の派遣、移動支援事業)等のサービス利用を促します。</p> <p>行事等開催の場における障がい者の受け入れについて、バリアフリーやわかりやすい案内表示の設置等物理的な配慮のほか、他の参加者への理解啓発、支援ボランティアの確保等の配慮について、行事等を開催する関係者への理解促進に取り組みます。</p>	障がい福祉課

⑥親子交流機会の創出支援

取り組む内容	主管課
<p>障がいのある子の保護者が集まり、互いの悩みを共有することや、情報交換等ができるよう、宜野湾市手をつなぐ親の会との連携も視野に入れながら、自発的な親子交流の機会が創出されるよう取り組みます。</p>	障がい福祉課

3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。また、障がい者が安心して暮らせるよう、障がい者のニーズに即したボランティアの育成や地域における支え合いのまちづくりを進めます。

1) 障がい及び障がい者理解の促進

① 広報活動による理解促進

取り組む内容	主管課
<p>多様な障がいに対する理解を深めるとともに、それぞれの障がいの特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、こうした情報をパンフレット等の活用やその他の広報手段により発信していきます。</p> <p>障がい及び障がい者理解のパンフレットについては、次代を担う子ども達の理解を深めるために、教育委員会と連携し、市内の中学生への配布を検討します。</p> <p>障害者週間、発達障害啓発週間、自殺予防週間などの啓発期間においては、市報や市のホームページに関連する記事の掲載、啓発用のポスターの掲示等により理解促進を図ります。また、障害者週間においては、「地域でがんばる仲間たちパネル展」を継続開催し、市内で活動する障がい者関係団体の活動状況をパネルで紹介していきます。</p>	障がい福祉課

② 地域組織への理解促進

取り組む内容	主管課
<p>自治会及びその他住民組織等に対し、障がい及び障がい者理解の必要性について周知を図り、自治会等からの要請に応じて、理解促進に向けた講話や研修会、講演会等の実施に取り組みます。また、障がいのある方による講話等の開催に取り組みます。</p>	障がい福祉課

③交流活動による地域理解の促進

取り組む内容	主管課
<p>「市民福祉まつり」「健康づくり市民大会」等市のイベントや行事の際には、市内のサービス事業者及び関係団体等が連携した障がい者の参加促進を図り、イベント等への参加を通して地域との交流を深め障がい者への理解促進を図ります。</p> <p>区の行事や活動にも障がい者が参加することで理解が進むよう、自治会をはじめ関係機関、関係団体、サービス事業者等が連携し、障がい者が参加しやすい環境づくりを進めるよう促します。</p>	障がい福祉課

④共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発

取り組む内容	主管課
<p>インクルーシブ社会の構築に向けて、市民一人ひとりの意識の高揚を図るために、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」や「沖縄県手話言語条例」等について、各種広報手段等により、地域への普及啓発を図ります。</p>	障がい福祉課

2) 支え合えるまちづくりの推進

①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援のニーズを把握するとともに、ボランティアコーディネーターと連携し、ニーズに即したボランティア養成講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図ります。</p> <p>ボランティア活動に関心のある障がい者については、ボランティア活動に関する相談支援を行い、社会参加・地域貢献の機会拡充を図ります。</p>	障がい福祉課 福祉総務課

②チュイシージーセンター及び地域との連携推進

取り組む内容	主管課
<p>障がい者やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題を、公的支援とともに地域における支え合いの中で支援に向けた取り組みが進むよう、チュイシージーセンターの地域福祉コーディネーター及び地域支え合い活動委員会との連携を密にし、地域の人材等社会資源の活用促進を図ります。</p>	障がい福祉課 福祉総務課

(2) 防災・消費者被害対策の推進

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携し、避難行動要支援者の名簿作成や個別の避難支援計画の策定等を進めます。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に取り組みます。

障がい者等の消費者被害に対しては、関係機関と連携した保護対策を行います。

1) 防災対策の推進

①防災に関する知識の普及啓発

取り組む内容	主管課
宜野湾市地域防災計画に基づき、広報や防災週間における啓発活動、総合防災マップの活用、避難訓練の実施等により、市民への防災に関する知識の普及啓発を進めるとともに、避難場所(避難所、福祉避難所)の確保と周知を図ります。	市民防災室

②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実

取り組む内容	主管課
災害時に自力で避難することが難しい障がい者等の避難行動要支援者に対し、市の避難支援体制及び避難支援を受ける仕組みについて、障がい者をはじめ地域への周知強化を図ります。また、平常時から避難行動要支援者の個人情報を提供する旨の同意を得る取り組みを強化し、避難行動要支援者名簿の作成と避難個別計画作成の迅速化を図るとともに、名簿作成後も適宜名簿情報の更新を行います。 避難行動要支援者に対する組織的・総合的な避難支援を行なうために、宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会(事務局:社会福祉協議会)の開催を通して、行政、社会福祉協議会、自治会、福祉団体等の避難支援関係機関の連携体制の充実を図ります。	市民防災室

③障がい者の参加する防災訓練の実施

取り組む内容	主管課
障がい者の災害時における避難等への不安や被害の軽減を図るために、障がい者や家族が備えておくべき事項や周りからの支援について周知を図るとともに、障がい者が参加する防災訓練を実施します。 防災訓練の実施にあたっては、障がいの特性に応じた支援や配慮すべき事項について、地域住民等への啓発を行うとともに、避難支援に協力することで障がい者とのつながりを深め、地域における避難支援体制の強化を図ります。	市民防災室

④障がい者に対応した避難所の整備推進

取り組む内容	主管課
避難場所における障がい者等対応した設備等の改善、必要物資の備蓄並びに避難場所での健康管理、その他必要な支援体制の構築に取り組みます。また、福祉避難所における避難生活の援助に関する内容の周知を図ります。	市民防災室

⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及

取り組む内容	主管課
障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるように、広報車、緊急速報メール、FM放送等による情報伝達に加え、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。 視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。	市民防災室 障がい福祉課
聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」による通信体制の継続実施を図るとともに、スマートフォンから119番通報(画面へのタッチ又は文字入力により)できる「Net119緊急通報システム」の導入について検討します。	消防本部総務課 障がい福祉課

⑥自主防災組織の立上げ推進

取り組む内容	主管課
地域の防災力を高めるとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の充実に資するよう、自主防災組織を各自治会に少なくとも一つずつの立ち上げを目指します。	市民防災室

2) 消費者被害保護対策の推進

①消費者被害防止の情報提供の推進

取り組む内容	主管課
関係機関・関係団体との連携により、消費者被害に関する情報を把握し、各種広報手段により被害防止の方法を含めた地域への情報発信を行います。	市民生活課

②消費者被害防止の啓発の推進

取り組む内容	主管課
障がい者が消費者被害にあうことがないように、地域活動支援センターやサービス事業者等に対し、利用者への消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がい者等の家族等への啓発を行います。	障がい福祉課

③消費者被害に対する相談支援の推進

取り組む内容	主管課
障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決を支援します	市民生活課 障がい福祉課

第4章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画の施策は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくり等障がい者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、市の全ての部署に本計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携強化

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、市社会福祉協議会(以下「社協」という)、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について市報やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者等が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整が図られるよう連携を密にします。

3. 人材の確保推進

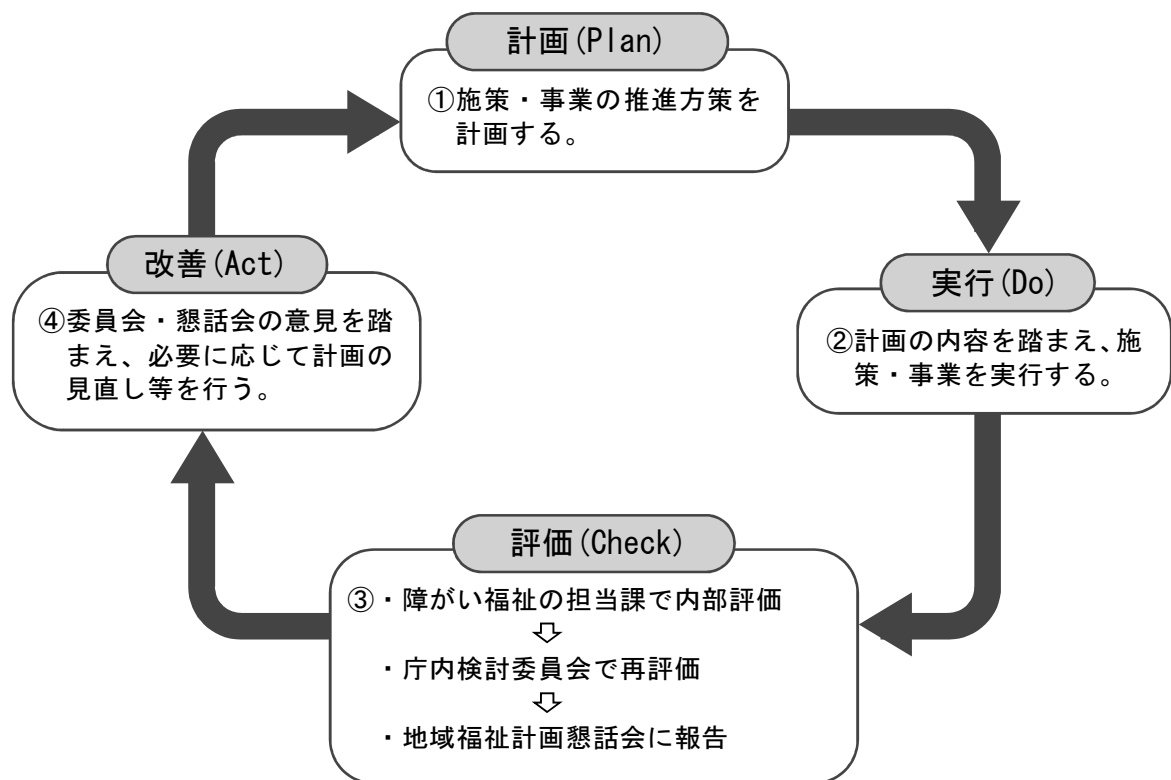
本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障がいを予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組みます。また、国や県に対し、財政的支援とともに人材確保について要請していきます。

4. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各施策・事業の進捗管理が重要となります。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、「庁内検討委員会」において毎年度進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

具体的には、障がい福祉の担当課で、各施策・事業の進捗状況や課題等について内部評価を行い、その結果を「庁内検討委員会」に報告します。委員会では計画全体の進行や各施策・事業の再評価を行います。また、内部評価、再評価について「宜野湾市地域福祉計画懇話会」に報告します。そして、検討委員会や懇話会の意見・提言を踏まえて、計画の見直しや適切な推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



資料編

資料1 統計データからみる障がい者の概況

1. 障害者手帳交付状況

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付者の人数は、いずれも年度によって増減はあるものの、増加する傾向にあります。

各手帳交付者の平成23年度に対する平成28年度の増数をみると、「精神障害者保健福祉手帳」が411人増と最も多く、次に「身体障害者手帳」が246人増、「療育手帳」が184人増となります。また、手帳交付者数の伸び率は「精神障害者保健福祉手帳」が45.2%と最も大きく、次に「療育手帳」28.7%、「身体障害者手帳」が7.7%となります。

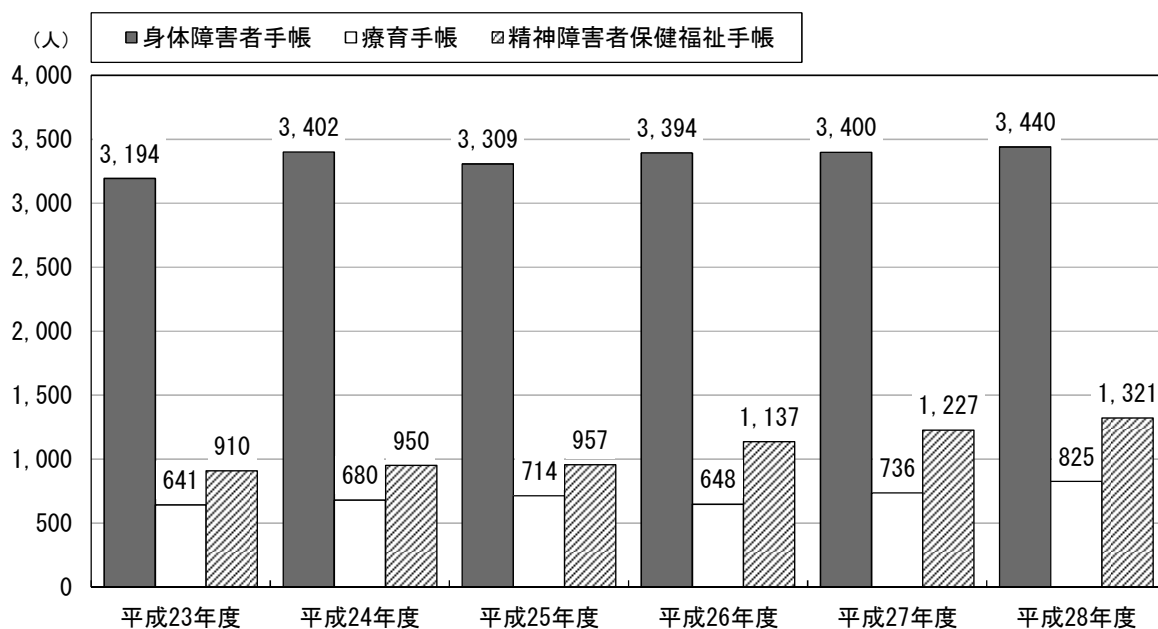
【障害者手帳交付状況】

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	伸び率 (%)
身体障害者手帳	3,194	3,402	3,309	3,394	3,400	3,440	7.7
療育手帳	641	680	714	648	736	825	28.7
精神障害者保健福祉手帳	910	950	957	1,137	1,227	1,321	45.2
計	4,745	5,032	4,980	5,179	5,363	5,586	17.7

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

※伸び率：平成23年度の交付者数に対する、平成28年度の交付者数の伸び率



3障がいの手帳重複者をみると、全体で225人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が137人と最も多く、次に「身体」と「精神」が61人となります。

【障害者手帳の重複交付者の内訳】

	人数
身体＋療育	137
身体＋精神	61
療育＋精神	26
3障がい	1
計	225

資料：障がい福祉課(平成28年度末時点)

2. 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18歳未満」と「18歳以上」でみると、「18歳未満」は知的障がい者が最も多く、概ね200人台で推移しています。次に、身体障がい者が100人程度、精神障がい者が10人程度で推移しています。

「18歳以上」は身体障がい者が最も多く、次に精神障がい、知的障がいとなります。

【障がい者の年齢】

(単位:人)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
18歳未満	身体	95	91	100	99	103	104
	知的	261	270	292	196	222	254
	精神	—	14	9	15	12	15
18歳以上	身体	3,099	3,311	3,209	3,295	3,297	3,336
	知的	380	410	422	452	514	571
	精神	—	936	948	1,122	1,215	1,306

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

3. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別の人数では、「内部疾患」が毎年度最も多く、かつ増加傾向にあり、平成23年度の1,451人から平成28年度では1,616人と、この5年間で165人の増となります。次に「肢体不自由」が多く、「内部疾患」と同じく増加傾向にあり、この5年間で101人の増となります。続いて、「聴覚・平衡機能障がい」が多く、増減を繰り返しながらも300人程度で推移しています。「視覚障がい」についても、増減を繰り返しながら130人台～140人台で推移しています。

一方、「音声・言語・そしゃく機能障がい」は平成25年度以降減少傾向にあります。

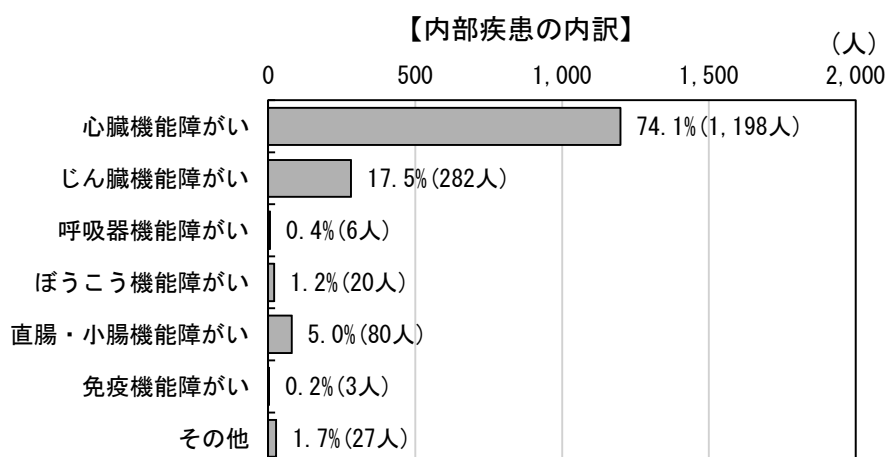
【身体障がいの種類別人数】

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障がい	143	148	136	138	149	147
聴覚・平衡機能障がい	321	326	299	314	321	310
音声・言語・そしゃく機能障がい	45	46	45	43	39	32
肢体不自由	1,234	1,296	1,333	1,343	1,325	1,335
内部疾患	1,451	1,586	1,496	1,556	1,566	1,616
計	3,194	3,402	3,309	3,394	3,400	3,440

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

平成28年度における「内部疾患」の内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く、全体の74.1%を占めます。次に「じん臓機能障がい」が多く、全体の17.5%を占めます。



4. 障がいの程度

(1) 身体障がいの等級

身体障がいの程度を表わす等級（数値が小さいほど重度）は、毎年度「1級」が最も多く、全体の3割程度を占めます。次に「3級」、「4級」、「2級」、「5級・6級」の順で少なくなります。また、各年度で「1級」と「2級」を合わせた重度者が47%～49%程度と半数近くを占め、次に「3級」と「4級」を合わせた中度者が42%～44%程度、「5級・6級」の軽度者が8%程度となります。

【身体障がいの等級別人数】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	1,020	1,047	1,051	1,056	1,076	1,109
2 級	552	576	549	543	536	538
3 級	713	810	742	792	748	716
4 級	630	681	690	710	748	779
5 級・6 級	279	288	277	293	292	298
計	3,194	3,402	3,309	3,394	3,400	3,440

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

平成 28 年度における身体障がいの種類別の等級をみると、最重度の「1級」は「心臓機能障がい」が最も多く、次に「肢体不自由」、「じん臓機能障がい」となります。また、「2級」は「肢体不自由」が最も多く、中度の「3級」と「4級」では「心臓機能障がい」が最も多くなります。「5級」と「6級」は「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「肢体不自由」に該当者がおり、「5級」では「肢体不自由」、「6級」では「聴覚・平衡機能障がい」がそれぞれ最も多い状況です。

【身体障がいの種類別等級】

(単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障がい	47	70	4	3	17	6
聴覚・平衡機能障がい	9	84	30	72	3	112
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	2	20	9	0	0
肢体不自由	301	379	267	221	92	75
心臓機能障がい	361	10	457	370	0	0
じん臓機能障がい	235	2	32	13	0	0
肝臓機能障がい	6	0	0	0	0	0
呼吸器機能障がい	6	1	7	6	0	0
ぼうこう・直腸機能障がい	1	0	3	76	0	0
小腸機能障がい	0	0	3	0	0	0
免疫機能障がい	7	4	5	11	0	0
計	974	552	828	781	112	193

資料：障がい福祉課(平成 28 年度末時点)

※1人で複数の障がいがある者については、それぞれの障がいにカウントしています。

(2) 知的障がいの判定

知的障がいの判定では、毎年度「B 2 (軽度)」が最も多く、全体の4割程度を占め、次に「B 1 (中度)」が3割近くを占めます。また、「A 2 (重度)」が2割程度を占め、「A 1 (最重度)」が1割程度と、障がいの程度が重いほど割合は低くなります。

【知的障がいの判定別人数】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 1	57	62	62	52	66	68
A 2	145	148	153	143	164	171
B 1	190	199	206	185	214	235
B 2	249	271	293	268	292	351
計	641	680	714	648	736	825

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(3) 精神障がいの等級

精神障がいの等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、全体の6割程度を占めます。次に「1級」が2割程度で、「3級」が2割近くとなります。

【精神障がいの等級別人数】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	183	194	208	256	280	317
2 級	590	611	593	691	743	774
3 級	137	145	156	190	204	230
計	910	950	957	1,137	1,227	1,321

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

5. 手当支給・医療費助成の状況

(1) 手当支給者数

「特別障害者手当」と「障害児福祉手当」の支給者は、いずれも徐々に増加する傾向にあり、平成28年度では「特別障害者手当」が124人、「障害児福祉手当」が117人となります。

【手当支給者数】

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別障害者手当	98	101	104	105	115	124
障害児福祉手当	95	95	97	100	101	117
福祉手当	1	1	1	1	1	1
計	194	197	202	206	217	242

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(2) 重度心身障害者(児)医療費助成受給状況

重度心身障害者(児)医療費助成の受給者数は、年々増える傾向にあり、平成23年度から平成28年度までの5年間で110人の増となります。これに伴い延受給者数も増えてきています。

【重度心身障害者(児)医療費助成受給状況】

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者実数	1,163	1,193	1,237	1,252	1,270	1,273
延受給者数	4,505	4,521	4,687	4,740	4,801	4,836

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

6. 自立支援医療の支給状況

(1) 育成医療の支給

育成医療の総支給件数は増減しながら推移しており、平成27年度が182件、平成28年度が162件となります。障がいごとの支給件数としては「その他先天性内臓障がい」が最も多く、次に「言語障がい」、「肢体不自由」、「心臓機能障がい」が多くなります。

【育成医療支給件数】

(単位:件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	6	2	4	0
聴覚障がい	6	2	12	4
言語障がい	34	23	38	37
肢体不自由	42	30	31	28
心臓機能障がい	36	18	25	22
じん臓機能障がい	0	2	2	0
その他先天性内臓障がい	60	69	70	71
計(総支給件数)	184	146	182	162

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

※育成医療の給付は、平成25年に沖縄県から市町村に移譲され、市町村が実施主体となったため、平成25年度からの記載となります。

(2) 更生医療の支給

更生医療の総支給件数は増減しながら推移しており、平成27年度と平成28年度では800件程度となります。障がいごとの支給件数としては「心臓機能障がい」と「じん臓機能障がい」が多く、合わせると全体の9割程度を占めます。なお、平成26年度までは「心臓機能障がい」が最も多かったものの減少傾向にあり、平成27年度からは「じん臓機能障がい」が最も多くなります。

【更生医療支給件数】

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
聴覚障がい	6	0	0	2	0	0
肢体不自由	14	6	18	6	3	6
心臓機能障がい	389	452	472	435	380	370
じん臓機能障がい	263	373	414	409	393	397
肝臓機能障がい	2	2	4	4	6	8
免疫機能障がい	17	20	30	34	40	58
計(総支給件数)	691	853	938	890	822	839

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(3) 精神通院医療費の支給認定状況

精神通院医療費の総支給認定者数は年々増加しており、平成23年度の2,063人から平成28年度では2,722人と、この5年間で659人、率にして31.9%の増となります。

支給のあった疾病としては「気分(感情)障がい」が最も多く、平成28年度では総支給認定者数の37.7%を占めます。また、年々増加する傾向にあり、平成23年度の796人から平成28年度では1,026人と230人の増となります。次に「統合失調症」が多く、「気分(感情)障がい」と合わせると、平成28年度では両疾病で全体の64.0%を占めます。

続いて、「てんかん」、「認知症」、「神経症」が比較的多く、その中でも「認知症」の増加が大きく、平成23年度に対する平成28年度の伸び率は69.4%となります。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位:人)

疾病	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
統合失調症	664	695	715	733	736	715	
気分(感情)障がい	796	903	932	996	1,009	1,026	
てんかん	225	230	229	237	253	267	
中毒性 精神障がい	アルコール	74	74	82	74	86	76
	その他	14	20	27	23	19	19
知的障がい	12	12	11	10	7	6	
心因反応	2	2	2	1	2	2	
非定型精神病	11	10	5	2	3	1	
接枝分裂病	1	1	-	-	-	-	
脳器質性精神障がい (認知症を除く)	29	34	44	46	52	49	
認知症	85	130	134	147	165	144	
神経症	102	107	116	117	119	136	
人格障がい	6	6	3	3	3	3	
その他	42	61	87	123	144	278	
計(総支給認定者数)	2,063	2,285	2,387	2,512	2,598	2,722	

資料：中部保健所・中部福祉保健所活動概況(各年度末時点)

※各年度の4月1日～3月31日の間に有効期間のあった方の数字。

7. 補装具費の交付状況

補装具費の交付件数は、全体では平成24年度以降157件～170件で推移しており、大きな変動はありません。交付された補装具としては、毎年度「装具(下肢)」が最も多く、次に「補聴器(高・重度難聴用耳掛型)」が多い状況です。

【補装具費の交付状況】

(単位:件)

種 目		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
義肢	義手	2	4	-	2	-	2
	義足	3	6	4	4	3	4
装具	下肢	36	55	36	35	39	67
	靴型	16	9	11	18	12	5
	体幹	-	-	3	6	9	5
	上肢	1	4	1	-	5	3
座位保持 装置	車いす	3	10	7	9	6	6
	電動車いす	-	-	-	-	1	-
	その他	5	7	10	12	6	5
義鏡	特殊義眼	-	-	-	-	1	-
盲人安全つえ		2	1	4	2	6	3
歩行補助 つえ	歩行つえ	6	3	9	9	11	10
	歩行器	1	5	4	3	2	3
眼鏡	矯正眼鏡	1	1	-	3	1	-
	遮光眼鏡	4	-	3	-	-	1
	弱視眼鏡	-	-	-	-	-	1
補聴器	高度難聴用ポケット型	1	-	-	3	1	2
	高度難聴用耳掛型	12	17	24	21	20	20
	重度難聴用ポケット型	-	-	1	1	-	1
	重度難聴用耳掛型	17	20	18	18	15	14
	耳あな型(オーダーメイド)	-	-	1	2	-	-
車いす	普通	11	8	13	6	9	7
	リクライニング普通	-	-	2	1	-	-
	手押し型	2	2	-	3	-	-
	リクライニングテイルト普通型	-	1	1	-	-	3
	リクライニングテイルト手押し型	3	2	5	4	1	-
	テイルト式手押し型	-	-	-	-	1	1
電動 車いす	普通 4.5	-	-	-	1	-	-
	普通 6.0	2	1	-	-	-	1
	手動兼リフト	4	2	-	-	-	-
	リクライニング普通	-	1	1	-	-	-
	電動リクライニング普通型	2	-	-	-	-	-
	電動リフト式手押し型	-	-	-	-	1	-
	電動リクライニングテイルト普通型	-	-	2	1	1	1
その他	-	-	-	2	1	1	
座位保持いす		4	3	2	4	3	-
重度障がい者用意思伝達装置		-	-	-	-	2	-
計		138	162	162	170	157	166

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

8. 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービスでは、「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「生活介護」が多く、微増で推移しています。続いて、「就労継続支援(A型)」、「居宅介護」が多く、いずれも増加傾向にあります。

そのほかの多くのサービスについては、増加もしくは横ばいで推移していますが、「就労移行支援」と「施設入所支援」は減少傾向にあります。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位:人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
居宅介護（乗降介助除く）	80	100	107	106	123	145
重度訪問介護	22	24	23	19	19	22
行動援護	1	1	1	0	0	0
同行援護	12	16	17	20	23	23
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	102	159	159	161	163	166
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	23	21	25	32	34	42
就労移行支援	41	44	46	67	64	45
就労継続支援（A型）	32	53	63	92	133	156
就労継続支援（B型）	106	133	151	178	196	232
療養介護	5	22	22	24	23	23
短期入所	18	34	34	38	35	39
共同生活援助	20	27	26	42	41	47
共同生活介護	2	13	15	0	0	0
施設入所支援	63	97	95	94	91	88
計画相談支援	0	9	40	138	175	189
地域移行支援	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

資料：障がい福祉課（各年度3月分実績）

9. 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「児童発達支援」が多く、かつ増加傾向にあります。また、「障害児相談支援」も増加傾向にありますが、「医療型児童発達支援」は平成26年度以降大きな増減はありません。

【障害児通所支援・障害児相談支援実利用者数】

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童発達支援	58	61	68	80	107
医療型児童発達支援	12	14	9	11	10
放課後等デイサービス	108	133	157	179	239
保育所等訪問支援	0	0	0	1	4
障害児相談支援	1	28	55	54	62

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

10. 宜野湾市内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、宜野湾市内の事業所数は平成 29 年 4 月 1 日現在で、152 事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が 20 事業所と最も多く、次に「居宅介護」と「就労継続支援(B型)」がともに 18 事業所となります。

平成 26 年 8 月 1 日現在と比べると、全体で 47 事業所の増となっており、中でも「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の増加が大きくなります。一方、「グループホーム」や「行動援護」など減少した事業所もあります。

【宜野湾市内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	事業所数	
	平成 26 年 8 月 1 日現在	平成 29 年 4 月 1 日現在
訪問系サービス	31	40
居宅介護	13	18
重度訪問介護	12	17
同行援護	5	5
行動援護	1	0
重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	41	47
生活介護	7	6
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	5	3
宿泊型自立訓練	0	0
就労移行支援	6	8
就労継続支援（A型）	9	11
就労継続支援（B型）	13	18
短期入所	0	0
療養介護	1	1
居住系サービス	7	5
共同生活援助（グループホーム）	6	5
施設入所支援	1	0
計画相談・地域相談支援	8	17
計画相談支援	4	13
地域移行支援	2	2
地域定着支援	2	2
障害児通所支援等	18	43
児童発達支援	3	13
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	10	20
保育所等訪問支援	0	0
障害児相談支援	5	10
計	105	152

資料：沖縄県障害福祉課

11. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 障害者相談支援事業

相談件数の総数は、平成 26 年度まで減少傾向にありましたが、その後は増加する傾向にあります。相談業務は市障がい福祉課で行っているほかに、市内の 2 事業所に委託しています。

なお、平成 27 年度で「相談支援事業所おきなわ」への委託は終了しましたが、市の障がい福祉課に相談支援専門員(嘱託)を 1 人増員し、現在 4 人体制で相談業務に対応しています。

【相談件数(延)】

(単位:件)

実施事務所	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他
障がい福祉課	265	570	278	506	198	553	362	347	193	417	280	353	420	945	325	472	480	1,989	389	511
	1,619				1,460				1,243				2,162				3,369			
自立生活センター ターイルカ	99	145	269	507	122	123	285	272	105	92	206	396	13	114	238	389	12	93	204	377
	1,020				802				799				754				686			
相談支援事業 所おきなわ	21	713	353	670	6	275	349	327	7	203	209	356	53	171	192	229	/			
	1,757				957				775				645							
ケアステーション ポイント	19	314	146	826	8	163	298	634	9	212	129	769	23	119	82	526	3	152	87	531
	1,305				1,103				1,119				750				773			
計	404	1,742	1,046	2,509	334	1,114	1,294	1,580	314	924	824	1,874	509	1,349	837	1,616	495	2,234	680	1,419
	5,701				4,322				3,936				4,311				4,828			

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業による、後見人への報酬の全部又は一部助成の実績は平成 28 年度の 3 件(障がい者のみ)となります。

【成年後見制度利用支援事業】

(単位:件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数(障がい者以外も含む)	111	191	164	218
市長申立て件数(障がい者のみ)	—	—	—	0
報酬助成利用(障がい者のみ)	—	—	—	3

資料：介護長寿課(各年度末時点)

(3) コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳等の派遣を行っています。

延派遣人数は平成 25 年度以降増え続けており、派遣の内訳としては「市設置手話通訳者」が最も多く、次に「登録手話通訳派遣」が多い状況です。

【コミュニケーション支援事業】

(単位:人)

	派遣延人数					
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
沖縄県聴覚障害者情報センター (H24 までは沖縄県身体障害者福祉協会)	1	4	8	7	8	15
市設置手話通訳者	725	502	565	657	781	886
うち庁舎外	41	64	75	70	70	80
うち庁舎内	684	438	490	587	711	806
登録手話通訳派遣	213	176	202	169	134	172
登録要約筆記奉仕員派遣	24	2	1	3	2	4
入院時コミュニケーション支援事業 (平成 28 年度開始)						2
計	963	684	776	836	925	1,079

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(4) 日常生活用具の給付

給付用具としては、「ストマ装具」が最も多く、次に「紙おむつ等」となります。そのほかの用具の中では、「入浴補助用具」、「電気式たん吸入器」が比較的多い状況です。

【日常生活用具の給付】

(単位:件)

種 目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	9	4	6	6	2	3
	特殊マット	2	3	2	5	3	4
	入浴担架	-	1	-	2	-	-
	体位変換器	1	1	-	-	1	1
	訓練いす(児のみ)	1	-	-	-	-	-
	訓練用ベッド(児のみ)	-	-	1	1	-	3
	移動用リフト	-	-	1	0	-	1
小 計	13	9	10	14	6	12	
自立生活 支援用具	入浴補助用具	6	7	13	9	8	11
	便器	1	-	-	-	-	-
	丁字状・棒状のつえ	1	1	3	1	1	-
	歩行支援用具	-	-	-	-	1	-
	頭部保護帽	7	4	1	9	4	5
	特殊便器	2	-	1	2	1	-
	火災警報器	-	-	-	-	1	-
	自動消火器	-	-	-	-	1	-
	電磁調理器	1	-	1	-	0	-
	聴覚障がい者用屋内信号装置	8	4	1	-	1	2
	移動・移乗支援用具	2	1	5	7	-	3
小 計	28	17	25	28	18	21	
在宅療養等 支援用具	ネブライザー(吸引器)	4	3	4	5	2	4
	電気式たん吸入器	10	14	13	13	6	7
	パルスオキシメーター	-	-	1	1	-	-
	透析液加温器	1	-	1	-	-	1
	盲人用体温計(音声式)	1	-	1	-	1	-
	盲人用体重計	-	1	2	-	-	-
小 計	16	18	22	19	9	13	
情報・意志 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	-	-	3	1	-	-
	情報・通信支援用具	3	1	-	2	1	-
	点字器	-	-	1	1	1	-
	視覚障がい者用ポータブルコーダー	1	2	2	4	-	1
	視覚障がい者用拡大読書器	-	1	-	2	3	-
	盲人用時計	3	1	2	1	2	2
	聴覚障がい者用通信装置	3	1	3	1	2	2
	聴覚障がい者用情報受信装置	1	1	-	-	-	-
人工喉頭	1	3	3	1	-	-	
小 計	12	10	14	15	9	5	
排泄管理 支援用具	ストマ装具	738	621	812	867	751	825
	紙おむつ等	339	287	454	463	524	496
	収尿器	4	4	6	4	2	6
	洗腸用具	-	12	16	-	-	-
小 計	1,081	924	1,288	1,334	1,277	1,327	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	6	2	1	5	5	-
	小 計	6	2	1	5	5	-
計	1,156	980	1,360	1,415	1,324	1,378	

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方の、外出のための移動支援は個別支援型で実施しており、登録事業所は38事業所(そのうち市内が8事業所)となります。

利用延人数は、年度によって増減はありますが、平成25年度以降では753人～865人の間で推移しています。

【移動支援事業】

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用延人数	729	589	865	864	753	815

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、「宜野湾市ひまわり共同作業所」(Ⅲ型)と「宜野湾市障害者地域活動支援センター はびわん」(Ⅰ型)の2つがあります。

各センターでは障がい者の創作的活動や生産活動、地域との交流活動などを行っています。

【宜野湾市ひまわり共同作業所】

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(延べ人数)	2,900人	2,623人	2,483人	1,811人
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・菓子箱の組み立て ・社協の清掃請負 ・社会見学 		<ul style="list-style-type: none"> ・精米及び販売 ・アルミ缶回収 	

【宜野湾市障害者地域活動支援センター はびわん】

(単位:人、回)

事業内容	平成27年度	平成28年度
利用者数(延べ人数)	980人	2,331人
障害者相談支援	330回	844回
社会基盤との連携強化	22回	101回
ボランティア育成	2回	14回
地域啓発普及活動	33回	21回
医療・福祉との連携強化	1回	41回

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

※平成27年8月3日に開所

(7) 日中一時支援事業

利用延人数は、平成 23 年度をピークにその後増減しながらも減少する傾向がうかがえます。登録事業所は 34 事業所(そのうち市内が 9 事業所)となります。

【日中一時支援事業】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用延人数	1,310	767	868	791	297	573

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

(8) 障害者社会参加促進事業

障害者社会参加促進事業として、以下の①～⑤の事業を、宜野湾市社会福祉協議会に委託し、実施しています。

①点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、市報や社協便り等の情報を「点訳サービス」と「朗読サービス」により提供しています。対象者はやや減少する傾向にあります。

【点字・声の広報発行事業】

(単位:人)

サービス種別	対象者(人)						事業内容
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
点訳サービス	19	10	10	9	9	8	市報、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門書等の点訳・発送
朗読サービス	15	5	5	5	5	3	市報、社協便り、ボランティア便りの音訳・発送

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

②奉仕員養成事業

聴覚・視覚等の障がい者の交流活動、市の広報活動などの支援者を育成するために、「手話奉仕員養成講座」、「点字講習会」、「音訳ボランティア養成講座」を開催しています。(「音訳ボランティア養成講座」は平成 29 年度に開催しています。)

【奉仕員養成事業】

(単位:人)

講座名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
手話奉仕員養成講座(基礎課程 I・II)	-	-	-	-	13	10	-	-	7	6	-	-
手話奉仕員養成講座(入門課程 80 時間)	-	-	16	8	-	-	15	9	-	-	32	18
点字講習会(全 20 回)	20	15	-	-	13	11	10	8	-	-	23	19
手話奉仕員養成講座(スキルアップ講座)	11	10	-	-	-	-	10	10	6	6	-	-
音訳ボランティア養成講座	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

③重度身体障害者移動支援事業（その他社会参加事業）

重度身体障がい者の外出時の移動を支援するため、リフト付き車輛の貸し出しを行っています。延利用件数は、平成 26 年度以降 100 件を超えています。

【重度身体障害者移動支援事業】

(単位:件)

事業内容	延べ利用件数					
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
リフト付き車両貸し出し	115	84	60	149	111	107

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

④地域アシスタント事業

知的障がい者・精神障がい者の日常生活の一部をサポートするために、活動協力員(サポーター)養成講座を開催しています。

【地域アシスタント事業】

(単位:人)

事業内容	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
知的障がい講座	15	13	15	8	24	22	14	12	30	29	8	5
精神障がい講座												

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

⑤自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。助成決定社は「自動車運転免許取得事業」が 1 人～3 人で推移し、「自動車改造費助成事業」が 1 人～5 人で推移しています。

【自動車運転免許取得・改造費助成事業】

(単位:人)

事業内容	決定者(人)					
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自動車運転免許取得事業	1	3	2	1	3	1
自動車改造費助成事業	5	3	4	1	5	3

資料：障がい福祉課(各年度末時点)

12. 特別支援保育・特別支援教育の状況

(1) 特別支援保育

市の全ての公立・認可保育所で特別支援保育を実施しており、対象となる児童は「宜野湾市特別支援保育審査委員会」において、特別支援保育が必要と判定された児童となります。対象となる児童は年々増える傾向にあり、平成 28 年度では 95 人となります。

【特別支援保育対象児数】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公立保育所	18	16	16	20	21	15
法人保育園	32	43	46	51	62	80
合計	50	59	62	71	83	95

資料：保育課(各年度末時点)

(2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となる園児・児童・生徒数は年々増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成 23 年度の 109 人から平成 28 年度では 349 人と、この 5 年間で 3.2 倍となります。

【特別支援教育受け入れ児童数】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
幼稚園	10	13	12	15	27	31
小学校	68	99	122	166	192	252
中学校	31	45	44	43	50	66
合計	109	157	178	224	269	349

資料：教育委員会(各年度 5 月 1 日時点)

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級には知的、情緒、言語、難聴の学級があり、在籍数は情緒と知的の学級に多い状況です。

【特別支援学級在籍児童数(小中学校)】

(単位:人)

	知的	情緒	言語	難聴
小学校	133	171	6	1
中学校	54	38	-	-
合計	186	209	6	1

資料：教育委員会(平成 29 年 5 月 1 日時点)

資料2 第三次計画の取り組みの状況と課題の把握

点検 1 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援・情報提供の充実・権利擁護の推進

1) 相談支援について

相談支援事業では、障がい福祉課に相談支援員(4人)を配置するとともに、市内2事業所に相談支援事業を委託しており、相談支援員と委託相談支援事業所は毎月定例会を開催するなど、連携を図っています。また、相談支援員を平成27年度より中学校区に配置したことで、福祉事務所内をはじめ各関係機関との連携が取りやすくなりました。また、障がいの理解・啓発に関しては、法施行・法改正等の時期に庁内学習会を開催しています。

一方、障害福祉サービス申請の伸びが顕著であり、サービス利用に伴う相談も増えているため、相談支援に関わる専門員の人員体制の強化とともに、専門員の更なる質の向上を図る必要があります。

地域自立支援協議会もとの、計画相談部会・療育部会(性課題ワーキング)・虐待防止部会・社会資源開発部会(居住ワーキング・地域移行ワーキング)・就労部会を設置し、定期的に部会を開催しています。それぞれの部会には担当の職員と相談支援員を配置しています。

計画相談部会では、主に市内事業所の計画相談員が学習を重ね資質向上に努めています。療育部会では福祉事務所、健康増進課、教育委員会等子どもに関わる各関係機関が集まり、療育の支援策について検討しているほか、教育委員会と合同で学習会を開催しています。

就労部会については、産業政策課・福祉事務所合同で障がい者の就労支援方策を検討する必要があります。

▶アンケート調査では

悩みや困りごとの相談相手・相談先については、「家族・親族」が61.9%と最も高く、次に「医療の専門家(医師・看護師など)」が28.8%、「友人・知人」が21.3%となります。また、「障害者支援事業所」と「市役所(職員、相談員)」の割合は10%程度となります。

一方、「どこに相談したらよいかわからない」が4.2%、「誰にも相談したいとは思わない」が3.2%で、相談窓口の周知や相談することの大切さについて、本人や家族等に啓発を図る必要がうかがえます。

相談体制に望むことでは、「親身になって話を聞いてくれること」が35.7%と最も高く、次に「専門性の高い職員による相談が受けられること」が27.8%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が26.4%で、以上の3つの希望が、相談支援の大きなポイントとなります。

2) 情報提供の充実について

障がい福祉に関する情報は、「市報ぎのわん」や市のホームページ、コミュニティFM放送及びパンフレット等により提供しています。また、平成27年2月に「障がい者福祉のしおり」を作成し、配布しました。

市のホームページについては、ホームページ管理システムにより、各課にて多くのページが発信できる反面、まだ情報が古いページやウェブアクセシビリティのガイドラインに沿っていないページがあります。

点訳サービスについては、市社会福祉協議会に委託し（社会参加促進等事業）、視覚障がい者からの申込みにより市報・市議会だより・社協だより・警察だよりの点訳を行っています。また、音訳サービスとして、市報・社協だよりの音訳を行っています。両サービスとも利用者が少ないため、ニーズの掘り起こしが課題となっています。また、現在の点訳サービスに加え、市からの通知等についても希望される方には点訳を行うなどの対応も検討する必要があります。

意思疎通支援事業として、①手話通訳者の派遣（一部委託）②要約筆記者の派遣（委託）③設置手話通訳者の設置④入院時コミュニケーション支援事業（H28開始）を実施しています。要約筆記者の派遣については、利用者が少ないため、ニーズの掘り起こしに努める必要があります。

手話奉仕員の養成については、市社会福祉協議会に委託しており、手話奉仕員養成講座の開催（基礎課程・入門課程）や、入門課程終了後、県が実施する手話通訳者養成講座につなげるために、スキルアップ講座を実施しています。また、点訳奉仕員を養成するために、点字講習会を実施しています。

なお、平成28年4月1日に沖縄県手話言語条例が施行され、今後、沖縄県で手話推進計画が策定されることから、沖縄県の取り組みを注視しながら、事業の展開を図る必要があります。

平成27年に伊藤忠記念財団主催の読書バリアフリー研究会（講演会）を実施し、読書に障がいのある方へのサポート方法など学習する機会を設けました。また、同財団より毎年マルチメディアDAISYの寄贈をして頂いています。課題としては、実際のサービス対象者の人数や性別、年齢などが不明なため、どのような資料を選定してよいのかの判断が困難な状況です。

▶アンケート調査では

市が平成27年に発行した「障がい者福祉のしおり」については、「名称も内容も知らない」が63.2%と最も高くなります。

福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親戚」が36.3%、次に「医療機関」が30.7%、「テレビ・ラジオ・新聞」が23.0%となります。また、「市の相談窓口」が18.3%、「市の広報誌やお知らせ」が15.9%となります。一方、8.9%の方が「情報を得るところはない・知らない」と答えています。

情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が34.6%と最も高く、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が30.9%で、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなります。

日常生活で悩んでいることや困っていることでは、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が24.3%で、そのうち「知的障がい」が38.6%、「精神障がい」が37.5%と高く、知的や精神の障がい者とのコミュニケーションにおいては、周囲の人達による理解と配慮が特に必要と言えます。

3) 権利擁護の推進について

「差別」に関しては、市役所職員向けと新入職の職員向けに差別解消法の説明を行い、市報にも掲載し広報を行った。「虐待」に関しては、虐待啓発用のポケットティッシュを作り、事業所や公民館、役所内各課に配布を行いました。「差別」、「虐待」とともに相談事例は少なく、周知が足りないと感じますが、相談を受ける側に「差別」「虐待」事例にあたると気づくスキルの向上も必要と考えます。

成年後見制度の利用が必要な方で、申し立てを行う家族等が不在の場合に市長名で申し立てを行うことができますが、過去2年間は申し立て実績はありません。相談数も少ないが、障がい福祉課として早く対応できる体制を整える必要があります。報酬助成は現在2件行っていますが、報酬がネックになり申し立てを行えない人もいると考えられるため、成年後見制度利用支援事業の周知も必要です。家族介助者等の高齢化にともない、今後、後見人の需要は高まると予想されます。

平成25年に「宜野湾市権利擁護支援センターうるる」を宜野湾市社会福祉協議会内に設置し、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対して、①福祉サービスの利用援助、②金銭管理、③書類等の預かり等の支援を提供しています。センターには支援計画の作成を行う専門員を配置(2人)していますが、新規申請者や相談者が多く、生活支援員の不足もあり、専門員自ら利用者の対応をしていることもあります。また、支援待機者も多いため現在の体制では丁寧な支援が困難です。待機者支援のために、通帳の一時預かり事業を実施しており、平成29年度は3件の利用があります。

今後も利用ニーズの増加が見込まれることから、専門員や生活支援員の確保に努める必要があります。

本来であれば日常生活権利擁護事業の利用が望ましい方もいますが、拒否されたり、制度の理解が進まず利用できていないこともあります。

虐待については、養護者や施設職員等からの虐待が年に数件あります。障がいにより被害の内容を訴えることが困難なこともあるため、周りが被虐待者の状態に気づくことが大切です。事業所で虐待を発見することが出来ないケースもあるため、学習会等を重ねる必要があります。また、養護者への支援も必要であり、福祉サービスの利用について養護者支援の観点からも支援を図っています。

虐待は、児童・女性・高齢・障がいと各課で共通していることもあり、共通事項として考えていく必要があります。また、障がい福祉課では虐待に対応する専門職の配置はありますが、障がい者虐待防止センターの設置等、虐待防止のための体制の強化を図る必要があります。

▶アンケート調査では

成年後見制度、日常生活自立支援事業、障害者差別解消法、合理的配慮に対する障がい者本人の周知状況について、「名称も内容も知っている」は「成年後見制度」が19.4%と最も高くなりますが、いずれも周知度は非常に低い状況です。

障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことについては、「ある」が31.2%となります。また、虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が14.8%となります。

(2) 地域で暮らす基盤の整備

1) バリアフリー環境の充実

歩道の整備については、歩道改良に伴い摩耗、破損した視覚障がい者誘導用ブロックの復旧整備を行っています。また、新設道路整備に伴う歩道については、段差の少ないセミフラット式としています。市道については、横断歩道が取付けされている交差点の段差解消を毎年行っています。

都市計画道路・都市公園の整備に当り、「沖縄県福祉のまちづくり条例」、「バリアフリー新法」に則って整備を進めており、住民説明会を開催する等、地域住民等の意見を把握し整備を行っています。

庁舎については、本会議場における傍聴席への通路は、バリアフリー対応となっておりません。また、庁舎出入口のスロープの勾配や形状に問題があるため、改善の検討を行う必要があります。

施設整備は「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、整備を進めていますが、市民や障がい者等利用者の意見をどの程度、施設整備に生かせるかが課題です。

▶アンケート調査では

外出するために必要なことでは、「歩道や建物の出入り口などの段差解消」、「歩道に障害物（自転車や看板など）を置かない」、「通路・階段の手すりの設置」、「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」、「障害者専用駐車場の整備」について、身体障がい者のニーズが特に高く各 20%程度をあり、物理的なバリアフリーとともに、歩道に障害物を設置しないことへの配慮を求めています。そのほか、様々なことでバリアフリーの推進を求めています。また、「わかりやすい案内表示の設置(色使いや大きさ、絵文字など)」についても、約 1 割程度のニーズがあります。

2) 外出・移動支援の充実

平成 29 年度より、移動支援事業を利用し通学を行っている方がいますが、通勤・通学の際の支援ニーズへの対応について、今後検討が必要です。また、視覚障がい者の同行援護の申請と利用者は増えてきています。

コミュニティバス運行については、需要予測と事業費を検討した結果大幅な収支不足になると予想されたため、平成 25 年から具体的な取り組みは行われていません。

重度障がい者の移動支援については、社会福祉協議会に委託しリフト車の貸し出しを行っていますが、運転ボランティアが不足していることが課題です。

自動車改造費助成については、社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。操行装置・駆動装置以外の改造を希望する声があるため、改造部分の対象範囲を見直す必要があります。

▶アンケート調査では

外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」が 28.2%と最も高く、次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が 20.0%となります。

(3) 健康づくりの推進

1) 障がいの早期発見・予防

乳幼児健診は年間、乳児一般健康診査 12 回、1 歳 6 か月健康診査 31 回、2 歳児歯科検診 10 回、3 歳児健康診査 30 回を実施しています。未受診者に対しては、母子保健推進員や保健師による受診勧奨、再通知を実施しています。

成人の受診の呼びかけについては、個別通知をはじめ、電話や訪問、チラシ配布、国保窓口での呼びかけなどを行っています。地域で活動している児童・民生委員への講演会や健康づくり推進員、自治会への協力依頼の為の説明を行うことで地域からの受診の呼びかけを行っていますが、母子保健推進や食生活改善推進への協力までには至っていません。

障がい者の方が受診をしやすいような環境整備については、集団健診において限界があるため、かかりつけ医を活用した個別健診を案内しています。

健診結果を基に保健師・看護師・管理栄養士が、個別の状況に応じて健康相談や訪問による保健指導を実施しています。健康相談の周知については、市報への掲載や健診結果返信時に健康相談の案内チラシを同封して案内しています。

妊産婦については、窓口で随時親子健康手帳交付を行い、保健相談に努めています。支援の必要な方は、必要時関係機関と連携し、地区保健師が支援しています。妊婦健康診査は、公費負担 14 回を実施し、県外でも公費で受診できるよう契約等で対応しています。

▶アンケート調査では

身体障がいとなった原因については、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 29.5%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題であると言えます。

日常生活で悩んでいること等では、「自分の健康・病気の治療」が 53.7%と最も高くなります。

発達障がいの診断を「受けている」子の、発達が気になったきっかけについては、「家族の気付き」が 28.9%と最も高く、次に「乳幼児健康診査」が 26.4%で、合わせると 55.3%と半数以上を占めます。また、家族が障がいに気付かなかつたり、健康診査で発見できなかった子については、子どもの成長過程で、病院や保育施設、教育機関から指摘されることになります。

2) 健康づくりの充実

心の健康づくりでは、健康づくり市民大会でのアルコールに関する適正飲酒に関する周知や、AUDIT（アルコール依存症チェックリスト）の導入、地区保健師によるこころの健康及び精神疾患等に関する家庭訪問を行っています。

H28年度は「タラソテラピーを用いたこころの講座」を開催し、自身でできるリラックス方法などを学び、こころの健康づくりを図りました。

健康づくり事業では、H28年度は、働き盛り世代の市民が参加しやすよう、開催時間を19時以降の教室、ジョギング教室やランポ・ロビックス教室を開催しました。また月1回、運動指導士の指導によるストレッチ・筋トレ教室も開催し、健康教育の充実を図りました。

かかりつけ医の推進では、特定健診結果を基に保健指導し必要時医療機関への受療勧奨をおこなっています。障がいの状況を理解し対応できる病院など問い合わせがあった場合などは、関係機関（障がい福祉課など）に情報をもらい提供していますが、かかりつけ医の普及定着などの取り組みは行っていない。

更生医療、育成医療、精神通院医療の自立支援医療による公費負担については、障がい者福祉のしおりに掲載するとともに、窓口で相談を受けた際に案内を行っています。更生医療での心臓の手術については、病院から案内がなければ対象者の把握が難しいが、人工透析治療、腎臓移植及び抗免疫療法を受けている方に対しては、積極的に案内を行っています。

育成医療については、適用となる医療かどうかについて、医師の判断が必要であり、対象者への積極的な案内は難しい状況です。

重度心身障がい者(児)の医療費助成については、概ね計画通り事業は実施できており、H30年以降、自動償還払いの導入を予定しています。

(1) 療育・保育・教育支援の充実

1) 療育体制の充実について

療育支援体制の整備・充実については、発達が気になる子等が必要な療育を受けられるように、障害児通所支援を支給決定しています。乳幼児健診により把握された気になる子が、切れ目のない丁寧な支援を受けられるために、主に健康増進課、保育課、児童発達支援事業所といった関係機関と連携しています。可能な限り関係機関から本人及び保護者に関する情報を引き継ぎ、その個別的な状況に合わせた児童発達支援サービスの利用に向けて相談、申請を受けるよう努めています。しかし、保護者の障がいに対する受容や理解が十分ではない、利用できる生活状況にない等の理由により児童発達支援サービスをスムーズに利用することが困難な事例が少なくありません。それらについては、地区及び委託相談員が関係機関と連携しながら個別支援を実施しています。

また、3歳児健診等により把握された発達の気になる子への健診事後教室や健診事後教室後の受け皿がないことが課題です。

今後は、療育体制の充実を図るために、保育所等訪問支援、重症心身障がい児や医療ケアを要する児を受け入れる事業所、児童発達支援センター等の整備、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施、新サポートノート「えいぶる」の活用、3歳以上の未就学児の療育の場の確保に努める必要があります。

障害児通所支援では、発達が気になる子、発達障がい児を中心に各サービス利用者の増加が続いています。また、市内における各サービス事業所も増加しています。しかし、新規申請者のサービス支給決定に約3ヵ月以上かかる等サービスを支給決定するまでにかかる期間は、年々遅れており日常的に催促を受けている状況です。中には支給決定を待つ間にサービス利用をあきらめる者もいる等、各サービスの利用でタイムリーな支援が十分に提供できていません。

各事業所が提供するサービスの質についてはばらつきがみられます。また、提供する内容や特色は各事業所によって異なるため、一覧表を見てもその児に合う事業所を探しにくい、情報を入手しにくいという申請者や利用者がいます。

保育所等訪問支援に関しては、教育委員会と合同で研修会を開催しました。(平成28年度)

特別支援保育は、全ての公立保育所、認可保育園、認定こども園にて実施されており、各保育園の実情に配慮しながら進めています。

保育所等の巡回指導は、現在、2名の正職員と4名の巡回指導相談員により、市内の公立・認可・認定こども園及び認可外保育施設を巡回し、対象児童の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援について、保護者や保育士等に対し、きめ細かい助言・指導を行っております。しかし、対象児童が年々増加傾向にあり、体制の強化が課題となっています。

幼稚園における障がい児の受け入れについては、保護者からの加配保育申請を受け、支援を要する子の人数や個の特性を勘案しながら、担任・特別支援員の配置を行っております。また、障がいのある幼児一人ひとりについて個別の指導計画を作成し、教職員全体で共通理解・協力体制を図りながら援助や指導を行っております。支援を必要とする幼児が増加しているが、担当教

諭の配置が不足している園もあり、適切な支援が行えないことがあります。

教育支援については、6月に教育支援（旧就学指導）の申請を受付け、7～8月に心理検査・相談員との面談、9～10月に教育支援委員会を開催し、就学相談・教育支援審議を行います。

家庭保育で教育支援対象の子に対しての情報がなく対応が遅れてしまうため、関係機関との連携が必要です。しかし、個人情報保護の観点からなかなか協力を得られない現状があります。

2) 特別支援教育等の推進について

特別支援教育支援員については、資質向上のため年2回（4月・12月）の研修を行っています。

各学校からの特別支援教育支援員派遣申請により特別支援教育支援員の派遣を予算の範囲内で配置しており、支援を要する幼児児童生徒の数は年々増加の傾向にあり、特別支援教育支援員の人数も増えています。しかし、支援を要する幼児児童生徒の人数に対し支援員の配置人数が不足しており、人材確保が難しい状況です。

特別支援教育実施体制については、障がいのある児童生徒一人ひとりに対して管轄の学校より「個別の教育支援計画」を作成してもらい、相談指導員との連携を継続しています。また、全ての教職員に理解を深めるための研修や講演会の開催は、要請校に対し実施しています。

通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても、「個別の教育支援計画」を作成することが望まれますが、本市で、実際に作成を行なっている学校は少なく、今後の課題です。

教育相談・進路指導については、市教育支援委員会（旧市就学指導委員会）において、特別支援教育を要する心身に障がいがあると思われる幼児、児童、生徒の教育相談及び支援並びに就学先の相談に対応しています。また、卒業後の就労に関する意識を持たせるようにしています。

学校卒業後の就労移行については、中部圏域就労部会を通して、各学校やハロワーク等関係機関と情報の共有を行いました。今後は、産業政策課や商工会等との連携が必要です。

放課後子ども教室については、平成26年度から事業のあり方の検討を行いました。その結果、子どもたちにとって最も安心安全な場所といえる放課後の学校内で、全児童を対象とする内容としました。事業自体の趣旨は理解され、一定のニーズはありますが、本事業がほぼボランティアの運営で成り立っているため、実施者の確保に苦慮しています。

現在、公立の放課後児童クラブでの障がい児童の受入を行っており、民間の放課後児童クラブにおいては、国、県の補助金（国・県・市町村それぞれ3分の1を負担）を積極的に活用し、障がい児童の受け入れ推進を促すよう取り組んでいます。

補助が活用できる環境にあっても、加配する児童支援員等、人員が不足しがちで、職員の採用が決まらず、障がい児童の受け入れを含めて、補助の活用が困難なケースもあるとのこと。

▶アンケート調査では

保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が74.3%と最も高く、次に「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が73.2%となります。

また、上記のニーズを含めた6項目で半数以上の保護者の要望があります。

(2) 生活支援の充実

1) 住まいの確保・充実について

市営住宅については、平成 27 年度の建替時に一部増設となりましたが、今後の予定がないので増設していけないのが課題となります。

平成 24 年度～27 年度の伊佐・伊原建替事業において車椅子世帯が 12 戸増設されています。2 ヶ月に 1 回、市内の精神科病院、委託相談事業所、役所で病院・施設からの地域移行を協議する場を設け、住まいの場所から生活していく上での課題を関係者で協議しています。課題としては保証人が不在、精神疾患に対する偏見などにより居住物件を探すことが難しいことや、地域に戻る意欲を失ってしまった長期入院・入所者の方に対しどのように意欲を喚起するか等があります。

グループホームについては、地域移行が推進される中、市内グループホームは少なく他市町村に頼っている状況にあります。住み慣れた宜野湾市で地域移行できるように早急な整備が必要です。事業所に対して、補助事業の周知及び活用を促す必要があります。

在宅生活が困難な方に対しては相談員と連携し短期入所あるいは施設入所のサービスを使い、居住の場所の提供を図っています。短期入所の希望者数に比べ受け入れ先が少ないという課題や希望した日に短期入所が利用できないという課題があります。現在、在宅で生活し本人の介護を行ってきた家族（特に両親）の高齢化が進んでおり、家族が介護できなくなった時に、速やかに本人に必要なサービスを提供していく必要があります。

住宅改造助成事業については、手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え等を対象としており、利用者と業者の調整に時間がかかるため、相談から申請までに時間を要しています。市報・HP等において事業の周知を図っていく必要があります。

平成 26 年度に対象者を拡大し実施したことにより、相談件数が増えています。

▶アンケート調査では

現在の住まいに「住み続けたくない」または「住み続けたいが、住み続けるのは困難だと思う」と答えた理由について、割合は低いですが「段差があるなど住むのに適していないから」、「自宅での介助は家族が大変だから」、「自宅で自分を介助してくれる家族などがいないから」、「隣近所に迷惑がられるから」といった理由があり、障がいに適した住宅の確保や在宅介助・在宅生活の困難さがうかがえる。

「段差があるなど住むのに適していないから」「住宅が狭く、生活や介助されるのに適していないから」と答えた方の、「住宅改修費(地域生活支援事業)」や市の「住宅改造費助成事業」を利用した、住宅改善の可能性については、「わからない」が 40.5%と最も高く、次に改善できると「思う」が 25.7%、「思わない」が 28.4%となります。

「わからない」と答えた方については、住宅改修に関する相談支援の可能性が考えられます。

2) 福祉サービス等の充実について

障害福祉サービス等については、窓口に来庁された当事者、家族、関係機関職員からの相談に対し、サービスの説明を行っていました。また、障害者手帳保持者で、サービス等の利用が無い市民に対して、自宅訪問を行い実態把握やサービスの説明を行っています。

サービスの質的向上に関しては、地域自立支援協議会の専門部会において連携を図り、学習会等を実施しています。計画相談部会と児童発達支援事業所管理者連絡会は事業所主体で毎月部会を開催し、法制度や社会資源の学習や事例検討会、課題についての検討等行っています。各部会には担当職員と相談員も参加し、施策に反映できるよう努めています。また、部会同士で合同学習会を実施して、連携を深めています。

福祉サービスが増えてきていますが、きちんと法令通り職員が配置されているか、研修等を行っているか、適切な支援が実施できているかなど、実態調査をする必要があります。障がい福祉課で研修を行い、事業所職員の資質向上を図る必要があります。

補装具費の支給については、身体障がい者の失われた部位や機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするための用具の交付を行っており、国の定めた基準に沿って事務処理は円滑に行われています。

日常生活用具の給付については、要綱に用具を定めて行っていますが、用具を追加して欲しい等の要望があり、今後、種目の見直しが必要です。

手当については、身体障害者手帳・療育手帳の交付時、又は、他の障がい者福祉に関するサービスのために窓口に来庁した際に、手当の認定基準に該当する可能性のある方については案内を行っています。

特別障害者手当等の受給者は年々増えており、事業の周知が進んできていると思われま

す。難病患者への支援については、窓口へ相談支援専門員を配置し、当事者、その家族等からの相談に対して、サービスの説明を行っています。難病患者の日常生活用具については申請件数が少ないため、制度の周知が必要です。

日中活動系サービスについては、利用希望者が事業所を見つけられずに、希望のサービスを受けられないということは、一部のサービスを除いてほぼなく、必要な提供量は確保されていると思われま

す。各サービスの利用件数も増えてきており、サービス自体は浸透してきていますが、手帳所持者数から考えるに、まだニーズはまだあると思われるため引き続き周知、情報提供は進めていく必要があります。

地域活動支援センターについては、平成27年8月に「宜野湾市地域活動支援センター はびわん」が開所しました。利用者に応じた社会参加が実現できるよう適切な支援を行うとともに、社会との交流促進等の提供を行う場としての役割も担っています。今後も、障がい者の社会参加実現のため、医療・福祉および地域の社会基盤との連携を強化し、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動の拠点としての役割強化に努める必要があります。

日中一時支援事業は、保護者のレスパイトや就労、児の長期休暇等の理由で預け先や日中に活動する場がない場合に利用できるよう支給決定しています。しかし、利用している児童デイサービス事業所で日中一時支援事業を利用したくても、その事業所が日中一時支援事業の登録をして

いないため、必要時に利用できない、様々な事情で早朝や夜間に一時的に預けたくても預けられる場所がない、ネグレクト等を助長する危険性といった課題があります。

▶アンケート調査では

現在利用している障害福祉サービスについては、「いずれも利用していない」が 52.3%と半数以上を占め、利用しているサービスとしては「就労継続支援(B型)」と「就労継続支援(A型)」が比較的多い状況です。

就学前の子どもが平日の日中過ごしている場所は、「児童発達支援事業所」が 34.8%と最も高く、次に「認可保育所」が 23.9%、「児童発達支援センター(療育医療センター)」が 17.4%となります。

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービス」が 68.0%と最も高く、次に「自宅で家族と過ごすことがほとんど」が 38.4%、「自宅で一人または兄弟と過ごすことがほとんど」が 20.0%となります。

(3) 就労支援の充実

1) 就労支援対策の実施・充実について

就労移行支援のサービス開始、中間、終了時の評価提出はある程度徹底ができています。課題としては、就労移行支援終了後、A型以外の一般就労に結びつけることが困難で、障がい者雇用枠がまだまだ少ないこと。また、一般就労に結びついても退職して戻ってくるケースも多いことです。

サービスの周知が進んできているのか利用者が増加しており、一般就労に結びつけた後まで追っていくことが件数が多く困難です。

就労継続支援（A型・B型）については、市相談員、委託相談員を通じて、ある程度情報提供が出来ています。市内の就労訓練事業所が集まる連絡会にて情報交換も始まっています。

本人の希望と事業所の訓練内容がマッチせず、事業所を転々とする利用者が多く、A型が訓練であるということを理解していない利用者・支援者がいます。また、B型の訓練においては利用者の高齢化も課題となっています。

事業所と連携して、障がい者を含む就職困難者に対し、専門講師によるパソコン等の検定講座を行い、資格取得及び就労支援につなげました。

2) 雇用促進に向けた取り組みの推進について

市職員の障がい者採用については、平成23年度以降、計3名の障がい者を採用し、障がい者の法定雇用率の維持に努めてきました。今後も市全体の組織体制や事業の執行状況等を鑑みながら、適宜障がい者を採用し、法定雇用率の維持に努めていく必要があります。

障がい者の一般雇用については、沖縄労働局等からのパンフレットやポスターを庁内に掲示し、市報やホームページで情報発信を行いました。また、平成22年度より、障がい者雇用状況に関するアンケートを従業員50名以上の市内企業に対して実施しています。

障がい者雇用状況に関するアンケートについては、アンケートの質問内容の検討や施策への反映を考慮すると、実施する担当部署との調整が必要です。

▶アンケート調査では

現在の就労状況については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が45.6%と最も高い。次に「働いている」が33.4%で、「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」の2.5%を合わせると35.9%が現在働いています。

働いている障がい者の就労形態は、「パート・アルバイトをしている」が24.6%と最も高く、次に「就労継続支援事業所に通っている」が23.2%、「正規職員として働いている」が21.0%となります。

働いている障がい者が、仕事をする上で困っていることについては、「精神的な負担が大きい」が22.7%と最も高く、次に「給与・工賃などの収入が少ない」が19.0%、「職場の人間関係」が18.2%、「身体的な負担が大きい」が17.6%となります。

また、「障がいに対する職場の理解不足」や「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が、それぞれ8.4%、5.9%います。

(4) 学習・余暇活動の機会・場の充実

1) 生涯学習活動等への参加促進について

現在計画中の宜野湾市立屋内運動場については、関連法に基づき障がい者の利用に配慮した設計としています。一方、障がい者用のスポーツ器具については整備しておらず、障がい者個人および団体からの相談・要望等も特にないため、現在整備に向けた具体的取り組みには至っていません。車イスバスケットボールでの体育館利用はあるが、これは一般器具等で対応可であり専用の器具等を必要とせず。また、市立グラウンドのトラック内での車イスマラソン利用についても認めています。

障がい児・者のサークルとしては、平成23年度まで「エイサーサークルぐるくん」の1サークルが登録しておりましたが、平成24年度から1サークルもありません。また、障がい者が加入しているサークルについてはいくつかあるようですが、障がいの有無に関しては把握していません。

サークルの登録数については年々減少傾向にあります。メンバーの高齢化やご家族の高齢化による介護等でサークル活動ができなくなり、メンバーが減少しサークル自体を維持できなくなっているようで、中央公民館としても、サークル一覧表を発行し市内関係機関・教育機関に設置したり、サークルパネル展を開催し市民に周知を図る等広報を行うとともに、サークルとの連携講座を実施し、新規メンバーの確保に努めたり、中央公民館講座からサークル化を推進する等対策を行っています。

中央公民館が主催する講座の内容は、教養、趣味、家庭教育等、実際生活に即する内容や、課題解決に向けた講座となっており、対象は全市民となっております。障がい者でも受講は可能です。

広報については、講座案内を作成し、市の関係機関や教育機関に設置しており、市報ぎのわんでは、受講生募集案内を掲載しております。

文化振興事業の一環として、出前公演開催事業および創作市民劇事業等を一般に広く周知して事業を実施しています。

2) 障がい者関係団体への支援の実施について

障がい者週間中、本庁ロビーで日々の活動内容をパネル展示しています。また、宜野湾市手をつなぐ親の会、宜野湾市身体障がい者福祉協会への支援については、補助金の支出も含め、方針通り実施しています。課題として、団体の自発的活動の立ち上げに繋がっていません。

今後も、障がい者の社会参加のために行う、団体の自発的活動を支援できるよう努める必要があります。

(1) 地域社会における共生

1) 障がいについての理解の促進

障害者週間では、市内で活動する障がい者関係団体の活動状況をパネル展で紹介し、市民に広く障がい福祉の理解と関心を高めるための啓発活動を行っています。

障がい福祉課より掲載依頼のある記事を「市報ぎのわん」へ掲載しました。また、声の広報紙として、コミュニティFM放送局の「FMぎのわん」「ぎのわんシティFM」において、毎週宜野湾市からのお知らせやイベント情報等を発信し、情報提供に努めています。

福祉教育の講座については、市民意識・社会連帯感分野の中の社会福祉（障がい者・高齢者福祉・年金等）に該当しますが、中央公民館の主催講座は、福祉講座の充実を図ることが目的ではなく、教養、趣味、家庭教育等、実際生活に即する内容や、課題解決に向けた講座を実施しており、平成28年度については該当する講座はありませんでした。

また、生涯学習に係る内容の講座を自治会に委託している自治公民館講座や、各種社会教育学級についても、福祉講座の充実を図ることを目的としておりませんが、家庭教育・家庭生活分野の介護・看護、生活設計・ライフプランについては関心が高いようです。

福祉交流の場の充実を図るために、平成25年度までは、3大会合同の「健康・福祉都市づくりフェア」として開催していましたが、平成26年度からは「健康づくり市民大会」として保健分野単独での開催しております。

障がい者の地域交流の促進については、H27年8月に開所した「地域活動支援センター はぴわん」が、社会との交流促進等の提供を行う場としての役割も担っています。

▶アンケート調査では

5年前と比べて、障がい者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が46.1%と最も高く、次に「深まっていると思う」が26.3%となります。一方、「低くなっていると思う」が3.2%となります。

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障がいのある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「わからない」が43.6%と最も高く、次に「何も変わらない」が24.8%となる。

一方、「深まっていると思う」が18.8%、「低くなっていると思う」が3.0%となる。

2) 学校や地域における福祉学習の推進

各学校において、道徳や総合的な学習の時間に、アイマスク体験や、人権擁護委員による人権教育、特別支援学校との居住地交流授業等を通して、福祉教育や障がいに対する正しい理解に繋がる教育を行っています。

地域にある福祉の現場でのボランティア体験が少ないので、今後よりいっそう充実に努める必要があります。

ほとんどの学校で年1回以上交流教育を実施し、障がいや障がい者に対する正しい認識と理解を深める機会を作っています。

▶アンケート調査では

市民への調査では、障がいのある人への理解を深め、差別や偏見などをなくすために必要なことについては、「学校における障がいのある人への理解を深める教育の充実」が71.2%と最も高い。次に「学校における障がいのある子もない子も共に学ぶ教育」が59.8%、「障がいのある人と社会との関わりを進める」が57.5%と、以上の3項目が50%を超えます。

(2) 支え合いのまちづくりの推進

1) ボランティア活動等の充実

社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターとボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談や登録等をおこなっています。また、ボランティアの各種養成講座を開催し、市民がボランティア活動へ参加できる機会をつくっています。

高齢者等の保健福祉の向上を図るため、社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体に対して、宜野湾市福祉振興基金の運用益（利息）を活用し、事業に要する経費について、補助金を交付しています。基金の利息を活用している事業のため、基金の取り崩しや利息の低下に伴い、運用の在り方について、検討が必要です。

▶アンケート調査では

市民への調査では、障がいのある人が暮らしやすくなるために、地域による手助けやボランティア活動などの必要性については、「必要だと思う」が 86.7%とほとんどで、「わからない」が 9.3%となります。

2) チュイシージーネットワークの構築

市民が気軽に利用できる相談・支援窓口、地域活動の交流・情報の場となるよう、チュイシージーセンターを社会福祉協議会内に設置しています。センターには、保健師、地域福祉コーディネーター、ボランティアコーディネーターを配置し、健康相談・個別支援等の対応をおこなっています。

チュイシージーセンターについての認知度が低いため、センターの活動内容や効果を周知していく必要があります。

(3) 災害時対策等の推進

1) 災害時における障がいのある人の安全確保の体制づくり

災害時に自力で避難が難しい高齢者や、障がい者を対象に平常時から個人情報を提供する旨の同意を得て、要支援者台帳作成と避難個別計画を作成しています。

宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会(事務局:社会福祉協議会)において、要援護者台帳作成事務の加速化を図るために、平成28年に嘱託職員1名を増員しました。

災害対策基本法に基づき、市は避難行動要支援者の名簿を作成することとなっており、名簿作成のための障がい者に関する情報を市民防災室に提供を行っています。

新たに障害者手帳の交付を受けた方も名簿に加えるため、提供した情報の更新が必要です。

市民防災室より社協に委託している「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」の実施状況を把握するため、市民防災室、社協などの関係機関と情報共有をおこなっています。

各自治会区域で活動をおこなっている「地域支え合い活動委員会」において、自主防災組織を結成し、支援者のネットワークの形成をおこなっています。

この間、暴風雨襲来時に、老朽化した持ち家や借家の場合で非難が必要と思われる受給世帯に対しては、事前に避難に関する情報提供を行っており、避難状況について確認しています。

課題としては、生活保護受給世帯の名簿は民生委員や自治会等地域の各関係機関へ開示不可との扱いであること、また自治会未加入世帯、地域との交流希薄なこともあることから、要援護者の把握が困難であるとの意見が少なくない。受給世帯には災害時の対応策説明や普段からの生活保護業務に於いて当該世帯の把握に努めることが必要である。また、普段から民生委員や地域との連携を図り、地域の要支援者の把握に努めることが重要です。

緊急通報システムについては、65歳未満の障がい者は障がい福祉課、65歳以上の利用者は介護長寿課で担当し、重度の障がい者が安心して暮らせるよう継続的に実施しています。

声を出すことができない方への対応等、個別の対応が必要である。

事業を継続し、緊急通報システムが必要な在宅の重度障がい者については周知を図っていく必要があります。

電話による意思疎通が困難な聴覚・言語機能障がい者の消防への緊急通報手段として、沖縄県消防指令センターで「FAX119」と「メール119」のシステムが整備されており、窓口には対象者へ利用方法の案内に努めています。

ファクシミリや電子メールでの音声によらない通報が可能となっていますが、ファクシミリでの通報については近くにファクシミリがある場所でしか利用できないこと、Eメールでの通報については通報場所の特定にあたり電子メールで繰り返しやりとりを行う必要があることや、登録した消防本部(沖縄県消防指令センター参画消防本部)以外の地域からの通報については利用できないこと等の課題があります。

避難行動要支援者等が安全に避難できるように海拔表示板や、津波避難誘導表示板の設置等を行いました。

市内自治会等で構成する自主防災組織の設立支援及び運営支援を行い、災害時に防災拠点となる体制を整備しています。

▶アンケート調査では

台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が38.7%、「特にない」が53.1%となります。

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障がい者の、具体的な不安については、「避難先がわからない」が46.8%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要がある。次に「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」が36.6%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が33.8%となる。

避難所における設備や介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図るとともに、安心して避難できるよう避難所における設備や介助体制の充実を図る必要がうかがえる。

宜野湾市では、災害時の避難の手助けが必要な方は、避難のための支援を受けることができますが、これについては、「知らなかった」が74.8%と7割以上を占め、「知っていた」が17.8%となります。市の災害時避難支援体制の周知強化に努める必要があります。

市の避難支援を受けるためには、障がい者自身の情報を関係機関で共有することになりますが、これに対しては「同意したい」が36.0%、「同意しない」が51.9%となります。

市の避難支援における情報共有に「同意しない」と答えた理由については、「今のところ家族等の支援があるから必要ないと考えているから」が45.9%と最も高く、次に「自力で避難できると思うから」が42.2%で、特に支援の必要がない障がい者が多い。

一方、「個人の情報を知られることになるから」が26.2%、「どういう支援が受けられるのかわからないから」が24.8%となる。

資料3 ワークショップの報告

(1) 目的

第4次宜野湾市障がい者基本計画・第5期宜野湾市障がい福祉計画・第1期宜野湾市障がい児福祉計画の策定にあたり、施策を検討する際の貴重な基礎資料を得るため、障がい者・児(以下「障がい者等」と言う)へのサービスを提供する事業者の方から、日頃感じている障がい者等にかかる課題を把握するとともに、課題解決のための意見を得るためにワークショップを開催します。

(2) 開催日時

回	日程	参加人数	時間帯	開催場所
第1回	9月21日(木)	15人	19時～21時	宜野湾市役所 3階第一会議室
第2回	9月28日(木)	14人		
第3回	10月5日(木)	12人		

(3) 参加事業所

事業所区分	事業所数
児童発達支援	2カ所
放課後等デイサービス	4カ所
就労継続支援(A型)	1カ所
就労継続支援(B型)	2カ所
相談支援	6カ所
計画相談支援	1カ所
地域活動支援センター	2カ所
居宅介護	2カ所
就労移行支援	1カ所
計	21カ所

(4) 開催内容

回	内容
第1回	<ul style="list-style-type: none">自己紹介、自己アピール(アピールシート活用)グループ分け(2グループ)グループ名称を付ける(サンダンカグループ、仙人グループ)業務を通して感じている課題について意見を出し合う
第2回	<ul style="list-style-type: none">第1回で出された課題について内容確認出された課題について分野別にグループ化する
第3回	<ul style="list-style-type: none">課題に対し、解決(よくするため)に向けて「行政に期待すること」、「地域に期待すること」、「事業者ができること(役割)」として、それぞれ意見を出し合う

(5) ワークショップのまとめ(障がい者を取り巻く課題と解決に向けた取り組み)

<サンダンカグループ>

	課 題	よくするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
教育	受験しないで県立高校進学できるシステム、定時制、全日(知的・発達)	教育委員会と多職種との連動・連携ができる。		
	小中学校での配慮を要する子への理解について	先生の研修	自治会主催で一人、ひとりの障がい特性について知る場をつくる。 地域でどのようなサポートが出来るか考えていく。	事業所同士の交流や情報交換をする交換会の情報を行政や地域へ協力を求めていく
			障がいについて、すべての人に知らせる講座や交流会をもつ	一事業所内だけの活動ではなく、地域を巻き込んだ活動でお互いの理解をすすめる。
			自治会やボランティアを見守る	
			地域が行政と学校との懇談会をもち、支援が必要な子のデータを取りボランティアの養成を行う。	ネットワークを広げる関係機関との情報共有を図る場をつくる
	学び方の多様性に対応できるスーパー先生がいたらな～!	先生用の SST を行政で企画してもらおう	どんな子どもどんな大人も排除しない寛容な地域	
	学校や教育委員会と保護者、支援者、地域が一つのテーブルでインクルーシブ教育を話せる場がほしい!	先生の数(人数)を増やして、先生にゆとりをもたせる		
	不登校の子の支援が難しい。支援が継続できない。	不登校の子に対する支援プログラムを作って欲しい。学校だけでは難しい。 全校へのスクールワーカーの配置		
	学校の先生怖いし忙しそう(ピリピリしてる)	教育(小中高)と幼児教育(0歳保育)連携していくべき		
	特別支援学校への進学指導について	医学モデルではなく、社会モデルの意識をもつ		
特別支援ってなんだろう。スペシャリスト? どんな教育を受けているのか?				
人材	障がいに対する企業の見方	障がいの特性を企業に知ってもらえるよう、講習や研修、専門職の派遣をしてほしい		

	課 題	よくするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
人材	障がいに対する企業の見方	企業、行政が手を組み、ライカムのようなショッピングモールをつくり、その中で幼児から老人までの事業所を入れ運営		
	企業の方に障がいの特性をもっと知ってほしい。	障がい者雇用に向けて企業とのマッチングする場をつくる。宜野湾には、大企業が多い。サンエー等を巻き込みたい。 企業への障がい者雇用の促進。罰金をアップする	福祉まつりを地域自治体で開催してほしい	障がい者の課題や問題点だけでなく、本人の強みを伝えていく
	サービスを受ける際手続き上時間がかかりすぎ(誰のためのサービス?)			
	役所に相談に行きたくない	定期的な接遇研修(民間の研修活用)を行い、対応のスキルアップ		
	役所に拒否反応を示す方がいる。	福祉課だけでなく、すべての課の方が福祉に関しての理解		
	人を育成するのが難しい			
	福祉従事者の人材不足			
サービス	地域を常にまわって気軽に乗れるバスがほしい。	定員 10 名ほどの「はにんすバス」の運用		
	利用者の方は何も言わない ・家族高齢のため介護支援行政につなぐ			
	普天間に子ども食堂		もちよった野菜をつくり地域子ども達へ提供 子ども食堂をひらく(月1回でも)	畑でできた野菜を持ち寄る
	生活保護、母子家庭など、弱い立場にある家族が多い。		社協が中心となり、地域と連携していく 子どもの居場所づくり(公民館を常時開放する)	
	交通の利便性(小回りのきく乗り物)	道路の整備		
	在宅支援を保障(皆が在宅で過ごしたくなる魅力がある)			
	身内が本人の障害年金などをあてにして生活している。			
	おむつ代の補助がすごく高い(保障される)	おむつ代の補助→対象者が特定されている。対象者を増やしてほしい		
	児童の短期入所ができる事業所が少ない。	短期入所施設を増やす		児童デイで短期入所ができないか?

	課 題	よくするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
地域	年齢問わず、いろんな人が集まり交流できる場所	様々なイベントの開催	社協が中心となって障がい者(児)と地域の方との交流の場を提供	自治体とのイベント作り
	地域と仲良くするための方法		地域ごとでイベントを開催。(子ども主催で!) →プログラムを考える	
			地域の大小の祭りの楽しいことを開催する	
			We love ぎのわん祭り	
地域コミュニティの希薄化で必要な情報が届いていない。				
ファミリーサポート →子どもだけではなく大人も!!ヒューマンサポート!! 障がいのある方もない方も誰でもできる!!	無料もしくは安い利用料(市が負担)			
支援	支援を要する子たちの育児の学びの場がない	子育て支援センターの様に気軽に相談来所できる場をつくってほしい	障がいのあるなし、高齢者、大人、子ども関係ない場をつくる。	各事業所に関わる保護者を地域や行政へつなぐ
		ペアトレ、ペアプロの開催		
	毎日同じことを伝える	専用窓口をつくる		
	障害福祉サービスにはめ込み型の事業所	「すぐやる課」の設置		高齢者、子ども、障がいの方が一つの事業所で利用できる施設
不登校・引きこもりアウトリーチ(継続したいサービス)	ステップアップできるフリースクールが必要。すぐに学校に通えるようにという事ではなく、中間施設のような場がほしい	空き店舗の活用→フリースクールをつくる	子どもを自立させるように保護者へ話をしていく	
理解	子育てしやすい仕事場(待機児童解消)	保育士、介護士の指導員を育てるシステムを作る	企業で保育所をつくる	
	働き方改革(シングル世帯のサポート)		シングル世帯への行政、地域への声かけ、見守り	
現状	親は高齢だが、子どもと離れられない(自立させない)	一人暮らしの体験出来る場をつくる。 宿泊研修等の企画。(幼少期から経験してもらう)	自立するための協力や見守り	

<仙人グループ>

	課 題	良くするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
情報	情報が必要な人に届いていない	笑顔で対応してほしい	横のつながりで各家庭へ情報を届ける	利用者へ確実に情報を伝える
		学校の先生方に一人でも多く児童福祉サービスを知ってほしい	当事者も勉強し、(自分に必要な制度)自分のものにする。勉強会があるといい。	他分野とのつながりを持ち、他分野の相談内容であれば、情報提供つなぎまで行える
		縦割りでなく、それぞれの課を超えて解決できるルートがあってほしい	同じ悩みを持っている方へ情報を伝えてほしい	
		専門職のつらさを地域と共に解決していく		他の団体を見学したり、見たりする
	情報が行き届かない	ワンストップの相談窓口を設置	地域の困り事(情報)を集める	資源を利用するつなぐときのアレンジのバリエーションをもつ
		ワンストップ(窓口)コンシェルジュ		利用者との会話を増やす
		困り事を一緒に悩む、紹介ではなく、繋げる 専門知識と連携力(他部署間の横串役)		
	公共にあるサービス等が伝わっていない	担当者の自己犠牲的なエネルギーで事業をまわさない。担当課全体で、チームで関わる組織体制の構築	自治会を使って勉強会を開く	職員間でのマナー課を避ける イベントの開催 普及啓発研修
			隣近所の人たちと日常的に関わる。会話→理解→動きだす	スキルアップなどの研修会
				アンテナをはる
事業者間の交流を深める→他事業所の良いところを学ぶ				
行政に相談した時、笑顔で。具体的に教育(分離するな)	笑顔で聴く力			
	行政外との意見を出し合う場			
	メッセンジャー的な役割			
サービス	移動支援、スロープ付き福祉車両の充実			病院の送迎バスの活用
	医療(看護師)付の移動支援サービスがない。→重度障がい者の外出ができる			
	行きたい時に行きたい場に行けない。(市内でも) →市内バスの再開。 例：基地内ノンストップで、横断できれば尚良い	コミュニティバス・ミニタクシーを作る	公民館ごとにコミュニティバスを走らせる。地域の人たちと顔見知りになる	休みの日の車輛有効活用(リフト車輛など)
		月に2回程度の基地内でのイベントへの参加 路面電車を走らせる(沖縄市とコラボ)	学生ドライバー講義の合間に移動サポーター	土、日、祝日でも出勤して対応できる体制作り

	課 題	良くするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
サービス	共生する場として商業施設の活用	商業施設の中に障がい者施設を入れる 企業とネットワーク構築の為に組織体の活性化	自治会加入促進→自治会会員は〇〇ポイントカード2倍→企業とネットワーク	
	空き時間(休日等)の過ごし方、場所		休日に公民館をフリーに使えるようにする	当事者、家族、支援者などのゆんたくルーム提供
	中卒後、進学・就職していない人の行き場がない	中卒後、進学、就職が児童の情報共有(教育委員会・福祉課)つなぐ		
	ピアサポート活動環境が少ない	ピアサポート活動費予算を作る事が財政赤字解消!!		
	移乗支援 ・ロボットを使うことを考える ・簡単に使える	移乗支援の条件の緩和(利用時間、内容の見直し)		
	サービスの充実で忘れられる心…			
	教育	エンパワメント 自立とは何か当事者育成	夏休みに先生方で「みんなの学校」を見てほしい	当事者との交流を増やす 勉強会を開いて理解者を増やす
話し合いの場を設ける。 ※講演などではなく、対話の機会を増やす			大学と地域の連携の場。地域を知ることができるように	当事者との関わりを増やす
			市内自治会各会場にて、当事者を講師にした勉強会の開催	当事者間のつながり交流会 小・中学生の体験プログラムの設定
「特別扱いしない」って言葉があること。そう考えないといけないこと。				歳をとることに喜びが感じられる自分になりたい
優しさはマイノリティー		先生方に心の余裕を作ってもらえる仕組み作り	子どもの見本であることを自覚し、かっこよくて優しい行動をしてほしい	制度に振り回されない事業所づくり
偏見		教育委員会の意識変革。未だに障がい者差別あり	避けるのではなく、関わる(無関心→興味を持つ)	仕組があれば、学校に行って一緒に関わる
		“かわいそうに”をつくりださない社会 分離教育をしない		
福祉関係者の所得が低い、若い人の離職がある。 →人材不足		当事者の受け入れ場を増やす		

	課 題	良くするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
理解・啓発	精神疾患、認知症 人間の生きる防衛本能を隔離・収容することが当たり前の実情	市役所職員の障がい者雇用率のUP!! ハンディがあるからこそその役割場面増 イベント・集会に参加したら減税される “市民の声”を出す場に参加した場合は税金控除制度	ゴミをひろう 入院(精神科)中に体験できる環境の拡充。 ・アパート(住む) ・職場(日中の過ごす場) ・ボランティア活動等	
	精神障害者は100年前の社会状況「精神障害者はお断り」の現状が今も続いている	制度解釈について、勉強会をオープンに開催。(行政担当で制度内容が変わらない)	会社の人材育成研修 他者理解 ・他者とのコミュニケーション ・家族コミュニケーション ・地域コミュニケーション	当事者スタッフと共に成長する職場環境
		障害支援区分→障害素敵区分の創設(障がいがあるこそ素敵な部分の確認)		辞めさせない
		ソーシャル実習時間増180h→1,800h	子ども達にとって素敵な大人との出会いになる	社会全体が成長できるシステム作り
	福祉=偉い の感覚		自覚する「自分たちの街！」変える、変わる	
	道やお店等で、他の人に嫌な目で見られてしまう為外出できない			
	知的障害者の高齢親の意識が変わらない 年金を生活費にし、本人たちが自由にならない			
	夢が持てない大人社会 言ったら「できるはずがない」幼少期から言われすぎ		モラルの再教育(車いす駐車場など) ステッカーの悪用	
	もっと体験、チャレンジを普通に…	当事者が色んな事に参加出来るようなシステム作り	当たり前の交流を 大型スーパーと提携。 子ども達に必要な育成	出来ることをうばわない。まずはさせてみる!
	人を理解すること したふり…			
理解・啓発／教育／情報／サービス	ワークショップの形 「声」の収集をアンケートも含めて事業所・宜野湾市民・障がい当事者、参加する人を増やす	縛りやしがらみをなくす		
	精神的におかしくなることを許さない社会？ 異常な行動は、異常な環境に伴う正常な反応		キャンプヒル 生き方のチョイス	

	課 題	良くするために		
		行政に期待すること	地域に期待すること	事業者ができること(役割)
理解・啓発／教育／情報／サービス	高齢者問題？ 人間が時間とともに 変化していくことを 否定する社会で生活 することが悲しい			
	地域生活支援センターI型事業 相談支援事業(委託事業 ではないので動き づらい) +憩いの場所			困ったことを共有する 度につながる、ゆんたく 会の創設
	障がい者福祉計画策定 ワークショップを数 年前も開催した 時間も忘れるくらい に意見交換したことが、 実際の計画に反映 されて宜野湾市は、ワ クワクしている？			
	競争原理社会なので、 心のゆとりがない			楽しく仕事、余生(10 年くらい) 過ごしたい
	教育福祉のカベ	縦割りをなくし、相談 窓口が一本化になれば いい		

資料 4 宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成 9 年 4 月 1 日

規則第 16 号

改正 平成 12 年 7 月 21 日規則第 38 号

平成 17 年 9 月 15 日規則第 17 号

平成 18 年 9 月 22 日規則第 42 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号

平成 25 年 3 月 1 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
- (3) 児童福祉に関する計画策定に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
- (5) その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。

(平 12 規則 38・平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 懇話会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員

(4) 行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認めた者

(平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

(平 12 規則 38・平 17 規則 17・平 18 規則 42・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 42・一部改正)

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第2条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

- 5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(平 24 規則 10・一部改正)

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

- 2 専門委員会の委員会の庶務は、第 2 条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(平 24 規則 10・全改、平 25 規則 6・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 7 月 21 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 15 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 9 月 22 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料5 宜野湾市地域福祉計画懇話会 専門委員名簿

No	氏名	所属	役職等	備考	専門委員会における役職
1	神里 博武	かみざと社会福祉研究所	所長	学識経験者 (同規則第3条第2項第5号委員)	委員長
2	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会	事務局長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	副委員長
3	宮城 哲哉	医療法人宇富屋 玉木病院	地域医療部部長	その他市長が必要と認めた委員 (同規則第3条第2項第1号委員)	専門委員
4	奥間 朝彬	宜野湾市 身体障がい者福祉協会	理事長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	専門委員
5	金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会	会 長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	専門委員
6	長位 鈴子	沖縄県自立生活支援 センターイルカ	代 表	市民団体構成員 (同規則第3条第2項第2号委員)	専門委員
7	比嘉 優	認可保育園園長会 (きゆな保育園)	会 長	社会福祉団体構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	専門委員
8	伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ 福祉会グリーンホーム	施設長	社会福祉団体の構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	専門委員
9	嘉陽 真由美	沖縄県発達障がい者支援 センターがじゅまーる	社会福祉士	社会福祉団体の構成員 (同規則第3条第2項第3号委員)	専門委員
10	比嘉 透	宜野湾市	福祉推進部長	行政機関の職員 (同規則第3条第2項第4号委員)	専門委員

資料6 宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成8年7月17日

訓令第15号

改正 平成10年5月29日訓令第12号

平成16年3月23日訓令第1号

平成17年9月16日訓令第13号

(設置)

第1条 宜野湾市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 児童育成計画案の策定に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (4) その他、本市の社会福祉事業の総合的施策の計画案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、地域福祉計画を策定する担当部署（以下「担当部署」という。）の部長及び関係部署の次長をもって組織し、委員は市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に担当部署の部長、副委員長に担当部署の次長をもって充てる。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 検討委員会の下に幹事会を置き、委員長の指示により次の業務を行う。

(1) 第2条の所掌事務の調査に関すること。

(2) 検討委員会に提出する原案の作成に関すること。

(3) その他、計画案の策定に関すること。

2 幹事会は、担当部署の次長及び関係部署の課長をもって組織し、幹事は市長が任命する。

3 幹事会に幹事長を置き、担当部署の次長をもって充てる。

4 幹事長は会議を招集し、その議長となる。

5 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

6 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

7 幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名した幹事はその職務を代理する。

(作業班)

第7条 幹事会の下に、計画案に係る具体的な事項を調査・検討させるため作業班を置く。

2 作業班は、担当部署の課長、関係部署の係長及び職員で組織し、班員は市長が任命する。ただし、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を班員に委嘱することができる。

3 作業班に班長を置き、班員の互選により、これを決める。

4 班長は会議を招集し、その議長となる。

5 班長は作業班を代表し、会務を総理する。

6 班長は、必要に応じ、作業班以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

7 班長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ班長の指名した班員がその職務を代理する。

8 作業班は、班長の指示により特定事項の調査・検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会、幹事会及び作業班の庶務は、第2条各号に定める計画案を担当する部署において行う。

(地域福祉計画原案の諮問等)

第9条 検討委員会で策定した地域福祉計画の原案は、市長が宜野湾市地域福祉計画懇話会に諮問し、答申を受けるものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年5月29日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第7条第3項、第8条、別表第2及び別表第3の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月23日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月16日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

資料7 宜野湾市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

No	氏名	所属	役職等	備考
1	比嘉 透	福祉推進部部長	委員長	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条・第4条
2	真喜志 若子	福祉推進部次長	副委員長	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条・第4条
3	川上 一徳	健康推進部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
4	泉川 幹夫	総務部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
5	松本 勝利	企画部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
6	崎間 賢	市民経済部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
7	新垣 勉	建設部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
8	米須 清昌	消防本部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
9	桃原 忍子	教育部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条
10	伊佐 英明	指導部次長	委員	地域福祉計画検討委員会設置要綱 第3条

資料8 策定の経過

年月日		内容	
平成 29 年	7月5日	諮問	
	7月12日 ～9月20日	アンケート調査の実施	
	9月21日 ～10月5日	ワークショップの開催 (全3回)	
	11月2日	第1回検討委員会	・計画の概要説明 ・アンケート調査結果説明 ・統計データ報告
	11月6日	第1回専門委員会	・計画の概要説明 ・アンケート調査結果説明 ・統計データ報告
	11月29日	第2回検討委員会	障がい者基本計画素案の審議
	12月4日	第2回専門委員会	障がい者基本計画素案の審議
平成 30 年	1月24日	第3回検討委員会	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画素案 の審議
	2月1日	第3回専門委員会	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画素案 の審議
	2月22日	第1回地域自立支援協議会	
	3月2日	答申	

第4次宜野湾市障がい者基本計画

フューเจอร์の心で支え合い、
誰もが自分らしく、
安心して暮らせるまち

平成30年3月策定

発行：宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課
〒901-2710
沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話：098-893-4411



宜野湾市